

厚岸町議会 第2回定例会

平成27年6月23日
午前10時00分開会

- 議長（佐藤議員） ただいまから、平成27年厚岸町議会第2回定例会を開会いたします。
- 議長（佐藤議員） 直ちに、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりでございます。
- 議長（佐藤議員） 日程に先立ち、表彰の伝達を行います。
去る5月21日、弟子屈町で開催されました釧路町村議会議長会定例会において、音喜多議員が議長職表彰を受賞されました。
厚岸町議会会議運用内規93の規定に基づき、表彰の伝達を行います。
音喜多議員は演壇前までお進みいただきたいと思っております。

（表彰の伝達）

- 議長（佐藤議員） 以上で、表彰の伝達を終わります。
- 議長（佐藤議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、厚岸町議会会議規則第118条の規定により、1番、大野議員、2番、中屋議員を指名いたします。
- 議長（佐藤議員） 日程第2、議会運営委員会報告を行います。
委員長の報告を求めます。
5番、竹田委員長。
- 竹田委員長 議会運営委員会報告をいたします。
6月19日午前10時から、第6回議会運営委員会を開催し、平成27年厚岸町議会第2回定例会の議事運営について協議しましたので、その内容について報告いたします。
議会側からの報告として、議会運営委員会報告、諸般報告、例月出納検査報告、総務産業常任委員会所管事務調査報告があります。
議会からの提出案件は、会期の決定、推薦第1号、農業委員の推薦について、発議案第2号厚岸町議会広報特別委員会の設置について、発議案第3号厚岸町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、2常任委員会及び議会運営委員会から各委員会閉会中の継続審査申出書、議員の派遣についてであります。
いずれも本会議で審議することに決定しました。
次に、町長提出の議案等についてであります。

報告第4号から報告第6号までは繰越明許費繰越計算書の報告など3件で、いずれも本会議で審議することに決定しました。議案第42号及び議案第43号は、平成27年度各会計補正予算2件であります。審議方法は、議長を除く12名をもって構成する平成27年度各会計補正予審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査を行うことに決定しました。

議案第44号から議案第47号までは一般議案4件、議案第48号及び議案第49号は、条例の一部改正2件で、いずれも本会議において審議することに決定しました。

一般質問は6人であります。

本定例会の会期は、6月23日から25日までの3日間に決定しました。

以上で、議会運営委員会報告といたします。

●議長（佐藤議員） 委員長に対する質疑を省略し、以上で報告を終わります。

●議長（佐藤議員） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会報告にありましたとおり、本日から25日までの3日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から25日までの3日間に決定いたしました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、お手元に配付いたしました予定表のとおりでございますので、ご了承願います。

●議長（佐藤議員） 日程第4、諸般報告を行います。

まず、本定例会に提出され、受理されております議案等は、別紙付議事件書のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、平成27年3月9日開会の第1回定例会終了時から本日までの議会の動向は、おおむね別紙報告書のとおりでありますので、ご了承願います。

また、今般、釧路東部消防組合議会及び釧路公立大学事務組合議会の報告書が提出されております。関係資料は別途、議員控室に備えることにしておりますので、ご了承いただき、閲覧の上、参考に供してください。

以上、諸般報告といたします。

●議長（佐藤議員） 日程第5、例月出納検査報告を行います。

今般、監査委員より、別紙のとおり例月出納検査報告がなされております。ご参考に供していただきたいと思います。

以上で、例月出納検査報告を終わります。

●議長（佐藤議員） お諮りいたします。

ただいま町長より行政報告の申し出がなされております。

これを日程に追加し、追加日程として、直ちに議題にいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、行政報告を日程に追加し、追加日程として直ちに議題とすることに決定いたしました。

資料を配付します。

●議長（佐藤議員） 町長からの行政報告を行います。

町長。

●町長（若狭町長） 既にテレビで報道されているとおり、このたび、今議会において本町職員による窃盗という極めて重大な不祥事件について報告することになりました。

現時点において、全ての事実確認はとれておりませんが、このたびの職員の行為、起こした事件は公務員としても、社会人としてもあるまじき言語道断の非行為であります。

私としては、事の重大さを痛感する一方、極めて遺憾であり、議員並びに町民の皆様から深くおわび申し上げる次第であります。

事件の概要についてであります。釧路警察署と事件のあった書店の話によりますと、6月20日土曜日、午後9時17分ごろ、水鳥観観察館主査中村明美が釧路市春採の書店において2冊の本、2,160円分を持って会計、いわゆるレジを通さずに店外へ出たところ、その行為を監視していた警備員が呼びとめ、事情を聞こうとしたものの本人が事実を認めようしなかったため、当該書店から警察へ通報があり、駆けつけた警察官が現行犯逮捕をしたとのことであります。

また、当該職員は、取り調べに対し当初は事実を否認していたとのことでありますが、その後、少しずつ供述を初め、きのうになって事実を認めたとのことから、同日午後5時半ごろに釈放されております。

町としては、事件の重大性を踏まえ、今後、事実確認をした後、当該職員に対する厳正な処分を検討するとともに、他の職員に対しても改めて綱紀粛正について周知徹底を図ってまいりたいと考えています。

以上でございます。

●議長（佐藤議員） これより、行政報告に対する質疑を行います。

なお、報告に対する質疑は、厚岸町議会会議運用内規22にありますとおり、内容の疑義を正す程度にとどめていただきたいと思います。

ございませんか。

6番、室崎議員。

●室崎議員 今、初めてお聞きしたわけですが、誰がどうということではなく、厚岸町職員がこういうことをするというようなことは、おおよそ私は大体の職員を顔は知っていますので信じられないわけです。

それで1点お聞きしますが、このときに本人がもうろうとしていたとか、あるいは心神喪失の状態にあったり、それに近いものをうかがわせるような特別事情というようなことはこの際なかったのでしょうか。

●議長（佐藤議員） 総務課長。

●総務課長（會田総務課長） 警察からのお話ですとか、書店からのお話によりますと、そのようなことはないというふうに聞いているところでございます。

●議長（佐藤議員） 他にございませんか。

（な し）

●議長（佐藤議員） なければ、以上で、行政報告を終わります。

●議長（佐藤議員） 日程第6、推薦第1号 農業委員の推薦についてを議題といたします。

本件は、平成27年5月26日付をもって、議会が推薦する学識経験を有する現職の委員1名が辞任されましたので、農業委員会等に関する法律第12条第2項に基づき、本定例会で新たに推薦しようとするものでございます。

お諮りいたします。

議会推薦の農業委員は1名とし、議長において推薦したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

議会推薦の農業委員は、音喜多政東議員を推薦したいと思います。
ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、議会推薦の農業委員は1人とし、音喜多政東議員を推薦することに決定いたしました。

- 議長（佐藤議員） 日程第7、発議案第2号 厚岸町議会広報特別委員会の設置についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者であります大野議員から提案理由の説明を求めます。

1番、大野議員。

- 大野議員 ただいま上程いただきました、発議案第2号 厚岸町議会広報特別委員会の設置についてであります。議会広報は既に皆様ご承知のとおり、住民に対して議会の活動内容を積極的にお知らせすることにより、議会に関心を高めてもらい、議会について理解していただくことが大きな役割であります。

当議会は、平成3年5月に初めて議会広報特別委員会を設置し、これまで24年間にわたって定例会の後、その都度、広報を発行し、既に96号を数え住民の間に定着していると考えております。

このことから、今後も引き続き広報を発行し、住民の期待に応える議会活動を心がけていくべきと考えるところであります。

広報特別委員会の具体的な活動内容は委員会設置後に選任される委員によって検討されますが、議員各位におかれましては、特段のご理解をいただき、ご賛同をお願い申し上げます。

なお、詳しくはこの発議案第2号の裏面に載っているとおりでございますので、ご了承いただきたいと思っております。よろしくご審議のほどお願いいたします。

- 議長（佐藤議員） これより、質疑を行います。

ございませんか。

(なし)

- 議長（佐藤議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

- 議長（佐藤議員） お諮りいたします。

平成29年4月30日までの委員を、厚岸町議会委員会条例第7条第4項の規定により、議長において指名したいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

ただいま設置されました、厚岸町議会広報特別委員会の平成29年4月30日までの委員については、大野議員、中屋議員、堀議員、石澤議員、竹田議員、室崎議員、以上6名を指名したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、平成29年4月30日までの厚岸町議会広報特別委員会委員に、ただいま指名をいたしました大野議員、中屋議員、堀議員、石澤議員、竹田議員、室崎議員、以上6名の議員を選任することに決定いたしました。

- 議長（佐藤議員） ただいま設置されました厚岸町議会広報特別委員会開催のため、本会議を休憩します。

午前10時17分休憩

午前10時19分再開

- 議長（佐藤議員） 本会議を再開いたします。

この際、諸般の報告を行います。

休憩中に、厚岸町議会広報特別委員会が開催され、委員長、副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元に参りましたので報告いたします。

委員長には石澤委員、副委員長には堀委員、以上のとおり互選された旨の報告がございました。

以上で、諸般の報告を終わります。

- 議長（佐藤議員） 日程第8、発議案第3号 厚岸町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

職員の朗読省略し、提出者であります大野議員から提案理由の説明を求めます。

1番、大野議員。

- 大野議員 ただいま上程いただきました、発議案第3号 厚岸町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、その提案理由をご説明いたします。

各議員ご承知のとおり、厚岸町議会会議規則は、議会がその議決によって会議の運営に関する一般的な手続き及び内部規律等を定めたものでございます。

さて、女性の社会進出が叫ばれて久しくなりますが、厚岸町議会においても、今年の選挙において2名の女性議員が当選され、議会の活性化が期待されております。

これまでの会議規則において、病気などにより会議を欠席する場合は事故として届け

出なければならず、女性議員は出産のために欠席する場合にも事故として届けなければなりませんでした。

しかし、出産を事故と位置づける考え方は一般的な感覚として掛け離れているため、女性議員の出産のための欠席規定を明文化し、女性議員が出産後も活躍できる環境を整備して議会を活性化し、よりよい住民サービスを実現させることを目的として、このたびの改正をしようとするものであります。

改正内容につきましては、お手元に配付の発議案第3号説明資料厚岸町議会会議規則の一部を改正する規則新旧対照表によりご説明を申し上げたいと存じます。

第2条は、欠席の届け出を規定している条ですが、これに第2項として出産にかかわる欠席届の規定を加えるものでございます。

議案にお戻りください。

附則であります。この規則は公布の日から施行するものでございます。

以上、簡単な説明ではありますが、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

- 議長（佐藤議員） これより質疑を行います。ございませんか。

（な し）

- 議長（佐藤議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

- 議長（佐藤議員） 日程第9、報告第4号 繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

税財政課長。

- 税財政課長（星川課長） ただいま上程いただきました報告第4号 繰越明許費繰越計算書の報告について、その内容をご説明申し上げます。

議案書1ページをお開きください。

この内容につきましては、平成26年度厚岸町一般会計補正予算8回目及び9回目で、事業ごとに繰越明許費として平成27年度への繰越執行の議決をいただいております。今般、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成26年度厚岸町繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告させていただくものであります。

2ページをお開きください。

平成26年度厚岸町繰越明許費繰越計算書一般会計であります。

表に記載のとおり、4款4項にわたり、全18事業について、さきに議決いただいたとおり、合計で9,850万5,000円について、平成27年度への繰越であります。

財源内訳につきましては、未収入特定財源として6,424万4,000円、これは国庫支出金、地域活性化、地域住民生活等緊急支援交付金でありまして、本年4月24日に収入済みとなっております。

未収入特定財源では、国及び道支出金として1,250万円、地方債として1,260万円、それぞれ国の繰越承認を経ており、平成27年度での繰越事業執行に応じて収入予定の財源であります。

その他、905万円は、道営尾幌第2地区草地整備事業の受益者負担金、一般財源は11万1,000円であります。

以上、報告第4号の内容説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

●議長（佐藤議員） これより、質疑を行います。ございませんか。

（なし）

●議長（佐藤議員） なければ、質疑終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

●議長（佐藤議員） 日程第10、報告第5号 社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会経営状況説明書の提出についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） ただいま上程いただきました報告第5号 社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会経営状況説明書の提出について、その内容をご説明申し上げます。

なお、この経営状況説明書は、地方自治法第243条の3第2項の規定により本議会に報告するものでございます。

経営状況説明書は、別冊で用意させていただいておりますので、ごらん願います。

初めに、厚岸町社会福祉協議会の会計処理につきましては、社会福祉法人会計基準に基づいた会計処理が行われています。平成25年度までは、会計区分を8区分として会計処理を行っておりましたが、平成26年度からは社会福祉法人の新会計基準により法人内

の会計を社会福祉事業と公益事業の二つに分けた上で、三つの拠点区分に分け、さらに七つのサービス区分で会計処理が行われております。

それでは、経営状況説明書の1ページをお開き願います。

平成26年度事業報告書でございます。

2ページには目次、3ページには総括説明がございます。

内容について、その要点をご説明申し上げます。

厚岸町社会福祉協議会は、当町唯一の社会福祉法人として新たに特別養護老人ホーム心和園及び在宅老人デイサービスセンターの福祉施設経営を担うことで、サービス提供の枠を広げ一体的なサービス提供体制を築き、地域において人々が安心して暮らせるよう、地域福祉の中核的な組織として地域住民や奉仕の社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組んだことが記載されております。

重点推進項目の一つ目、指定管理者制度による特別養護老人ホーム心和園、在宅老人デイサービスセンターの経営では、平成26年4月から、指定管理者制度のもと事業経営を引き継ぎ、行政支援を受けながら医療、福祉サービス事業者と連携し、民間ならではのより柔軟な対応を心がけ、より質の高いサービスの提供に努められております。

二つ目の法人組織機構の改正による法人運営及び各種事業の推進では、施設経営により職員数が3倍超になる中、事務局体制として総務地域課と在宅介護課の2課を置き、さらには特別養護老人ホーム心和園と在宅老人デイサービスセンターの施設にそれぞれ課を置く組織機構改正を行い、従来の各種事業の継続や新たな事業への取り組みが推進されております。

4ページ目の三つ目、地域支え合い体制と各関係機関ネットワークの取り組みでは、厚岸町地域支え合いネットワーク会議を通じて、緊急情報キットかけはしの配付事業の継続発展に努め、9地区、408件のキット配付状況になっております。

四つ目の地域事業ボランティアの育成と災害救援ボランティア体制づくりでは、災害発生後の被災者支援ボランティア活動の中核的存在として活動を行う災害ボランティアセンターが迅速かつ効果的に機能するように、平時からの普及啓発や情報共有を進めていくために災害ボランティア推進連絡会を平成27年3月に立ち上げ、今後のボランティア活動につなげていく体制づくりが構築されております。

五つ目の日常生活自立支援事業の取り組みと権利擁護の推進では、北海道社会福祉協議会から日常生活自立支援事業を受託し、自立支援専門員2名、生活支援員4名が新規利用2名を含む6名の対象者に日常的金銭管理や福祉サービス利用援助等が行われております。

次の5ページから37ページにつきましては、平成26年度の各事業報告であり、事業名、実施日、場所、内容などが記載されております。

初めに5ページからご説明いたします。

法人在宅事業のうち、法人本部事業内容であります。理事会、評議員会等の開催の状況について6ページまで記載されており、続いて部会の開催と各委員会の開催、7ページ下段から8ページにかけて道社協及び釧路地区社協関係会議への参加、役職員研修の実施内容でございます。

次に、8ページに会員と会費の状況、9ページに福祉団体等への助成内訳と日常生活

自立支援事業の推進、介護職員初任者研修事業の実施、そして10ページに広報活動の内容が記載されております。

次に、福祉推進事業の内容です。厚岸町地域支え合いネットワーク会議の開催、緊急情報キットかけはし配付事業、助け合いチーム助成事業の実施状況が記載され、11ページには地域福祉懇談会の開催、ふらっとニコニコ広場2014の実施、厚岸町障がい者ふれあいフェスティバルこう福祉21への支援参加協力、ふれあい会食会の実施内容となり、12ページに赤い羽根チャリティーパークゴルフ大会の実施、チャリティービアパーティーの実施内容が記載されております。

次に、ボランティアセンター運営事業として、地域ボランティア活動等の発掘推進、ボランティアセンター運営委員会の開催、ボランティア研修会の開催、災害ボランティアへの取組が記載され、13ページに災害ボランティアセンター推進連絡会の設置、検討、ボランティア情報誌の発行、ボランティアのしおりの発行、ファミリーサポート事業の実施内容となり、14ページには学校教育との連携、釧路地区ボランティア活動推進会議等への出席が記載されております。

次が、生活福祉資金貸付事業と低所得者資金貸付事業の貸付状況となっております。

次に15ページ、受託事業であります。いずれも町からの受託事業で外出支援サービス事業、福祉バス運行管理事業の内容であり、16ページに福祉相談事業として地区相談所の相談支援件数、福祉中央相談所の開設、法律相談の実施状況となっております。

次に、介護予防普及啓発事業として、元気いきいき教室の実施内容が17ページにわたって記載されており、18ページがハートポール事業の内容となっております。

19ページは、訪問介護サービス事業であります。

訪問介護事業について、その事業内容と利用状況が記載され、20ページにわたり職員研修の実施内容となっております。

21ページは、障害福祉サービスの事業内容、利用状況及び生活管理指導員派遣事業の実施状況が記載されております。

22ページは、介護保険の適用者に対する居宅介護支援事業であります。事業内容、利用状況が記載され、職員研修の実施の内容が23ページにわたりケース検討会議の実施状況が24ページにわたって記載されております。

次に、25ページから36ページは、施設通所介護事業であります。この施設通所介護事業の部分が、昨年4月から指定管理者制度により管理運営を行っている特別養護老人ホーム心和園及び在宅老人デイサービスセンターの事業内容となっております。

初めに、施設介護サービス事業のうち、特別養護老人ホーム心和園のベッド数が50床の多床室に係る事業内容、利用状況が記載されております。

次に、各種行事、イベントが26ページにわたっており、職員研修の実施が27ページにわたって記載され、次に会議の開催が28ページにわたり各委員会の開催となっております。

次に、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、いわゆる心和園の18床のユニット型の施設の事業内容が記載され、29ページは利用状況、次に各種行事、イベントの内容が30ページにわたっており、職員研修の実施、会議の開催、各委員会の開催内容が記載されております。

31ページは、短期入所生活介護事業、いわゆるショートステイ事業の内容、利用状況です。32ページが、障害福祉サービス事業の短期入所の事業内容、生活管理指導短期宿泊事業となっております。

33ページは、通所介護サービス事業であります。いわゆるデイサービスセンター事業の実施内容、利用状況、次に各種行事、イベントが34ページにわたり職員研修の実施、感染対策委員会開催状況が記載されております。

次に、訪問入浴介護事業の内容が35ページにわたり利用状況が記載されております。

次に、生きがい活動支援通所事業の実施内容、36ページは身体障害者デイサービス事業、配食サービス事業の実施内容となっております。

25ページにお戻りください。心和園の多床室型の稼働率が利用状況の合計の活動率欄で84.6%となっております。

次に、29ページをお開きください。ユニット型の稼働率が利用状況の合計の稼働率欄で83.6%となっております。指定管理に移行する前の25年度の平均稼働率は、多床室とユニット型を合わせた合計で94.7%でありましたので、昨年の稼働率は低い状況となっております。

これは、移行後の4月から8月までの入所稼働率はよかったものの、それ以降、入所者の増加や亡くなられた方が多く、それに伴う入所調整が円滑に進められなかったことが要因とのことでありますので、平成27年度に向けて入所調整の効率化を進めているということでもあります。

また、33ページをお開きください。デイサービス利用者の状況であります。合計の延べ人数は7,323人の利用実績となっております。25年度では、6,850人でありましたので、それを上回る利用実績となっております。

次に、37ページをお開きください。社会福祉センター事業であります。貸し館利用状況と施設整備状況が記載されております。

続きまして、38ページからは財務諸表であります。39ページには目次が記載されておりますが、この財務諸表の構成として、法人全体の決算関係、事業区分ごとの決算関係、拠点区分ごとの決算関係となり、各部門において財務諸表に対する注記があり、最後に財産目録が添付されております。

平成26年度からは、社会福祉法人の新会計基準により会計処理が行われております。旧基準からの主な変更点であります。計算書類を財務諸表に名称を変更したこと、今までの決算に使用していた資金収支計算書、事業活動計算書、貸借対照表、財産目録は従来どおりであります。事業活動計算書、貸借対照表を補足する書類として多岐にわたる別表、明細表を統一して必要最小限の付属明細書として新たに整理がされております。

また、法人全体のほか、拠点区分でも財務諸表の注記をするものとなっております。

それでは、財務諸表の内容について説明させていただきます。

40ページから45ページは法人全体の内容であります。40ページは、法人全体の資金収支計算書でございます。決算額はB欄となります。法人全体の当期資金収支差額合計が表の下から3行目に記載されております。

当期資金収支差額合計は4,165万4,560円となっております。その下の欄、前期繰越に

相当する前期末支払資金残高を加えることにより、一番下の欄、当期末支払資金残高は7,631万7,229円となった内容でございます。

41ページは、事業活動計算書、42ページは平成27年3月31日現在の貸借対照表です。

まず、左側資産の部の当年度末の一番下の欄の資産の部合計8億4,080万4,351円につきましては、右側上の負債の部合計1億1,917万391円に、下の純資産の部合計7億2,163万3,960円を加えた額が債下段の負債及び純資産の部合計欄8億4,080万4,351円と貸借同額で一致しております。

なお、先ほどの40ページの資金収支計算書の当期末支払資金残高7,631万7,229円につきましては、42ページ、資産の部の流動資産9,734万1,615円から負債の部流動負債2,102万4,386円を差し引いた額と一致するものとなっております。

また、右側の中ほどの純資産の部、下から4行目、次期繰越活動増減差額4億1,057万5,774円につきましては、41ページの損益計算書に相当する事業活動計算書の一番下の次期繰越活動増減差額4億1,057万5,774円と一致するものでございます。

43ページが資金収支内訳表、44ページは事業活動内訳表、45ページが貸借対象と内訳表となっております。

次に、46ページから50ページは、社会福祉事業区分の内容であります。この中では、法人在宅事業と施設通所介護事業及びその合計が示されております。

46ページは資金収支内訳表、47ページ事業活動内訳表、48ページ貸借対照表内訳表、49ページ、50ページは財務諸表に対する注記となっております。

次に、51ページから62ページは、法人在宅事業に係る拠点区分ごとの内容であります。51ページから52ページは資金収支計算書、53ページから55ページは資金収支明細書、56ページから57ページは事業活動計算書、58ページから60ページは事業活動明細書、61ページは貸借対照表、62ページは財務諸表に対する注記となっております。

次に、63ページから74ページは施設通所介護事業に係る拠点区分ごとの内容であります。この施設通所介護事業に係る拠点区分の部分が、昨年4月から指定管理者制度により管理運営を行っている特別養護老人ホーム心和園及び在宅老人デイサービスセンターの収支決算に関する内容であります。

63ページから64ページが資金収支計算書であります。64ページ、その他の活動による収支の収入に、施設運営に係る運転資金のため、福祉基金から3,000万円の繰り入れもあり、一番下の欄の当期末支払資金残高であります。3,679万1,596円となっている内容でございます。

次に、65ページから67ページが資金収支明細書、68ページから69ページが事業活動計算書、70ページから72ページが事業活動明細書、73ページが貸借対照表、74ページが財務諸表に対する注記となっております。

次に、75ページをお開きください。75ページから78ページは、社会福祉センター事業に係る拠点区分ごとの内容であります。75ページが資金収支計算書、76ページが事業活動計算書、77ページが貸借対照表、78ページが財務諸表に係る注記となっております。

次に、79ページから80ページは財産目録となっております。内容につきましては記載のとおりですので説明は省略させていただきます。

81ページは社会福祉法人、厚岸町社会福祉協議会の監査報告書でございます。平成27

年5月11日に会計及び業務の監査を受けた報告内容となっております。

次に、82ページからは、平成27年度事業計画書でございます。84ページに事業方針及び重点推進項目として5項目が記載されております。

1、法人組織機構の充実と財産基盤の確保、2、介護保険事業、施設通所訪問居宅介護支援の一体的経営の確立、3、地域支え合い活動の発展と災害ボランティア体制づくり、4、日常生活自立支援事業を活用した権利擁護の推進、5、次期地域福祉実践計画策定に向けた適切なニーズ把握となっております。

85ページから88ページ、事業実施計画としまして三つの拠点区分に分け、さらに七つのサービス区分に分けて具体的な内容が記載されております。

85ページ、一つ目の拠点区分の法人在宅事業です。このサービス区分として(1)法人本部事業、82ページ(2)受託事業、(3)訪問介護サービス事業、(4)居宅介護支援事業の4事業があり、87ページ、二つ目の拠点区分として施設通所介護事業があり、そのサービス区分として(1)施設介護サービス事業、いわゆる特別養護老人ホーム心和園の事業。(2)は、通所介護サービス事業、いわゆるデイサービスセンターの事業になります。これらの事業については町からの指定管理の事業でございます。

88ページの三つ目の拠点区分、社会福祉センター事業であります。このサービス区分として福祉センター運営事業となり、全体では3拠点区分、七つのサービス区分となります。

89ページからは、平成27年度資金収支予算書です。90ページは、平成27年度資金収支予算書、全体総括表でございます。

事業実施計画で説明したとおり、三つの拠点区分と七つのサービス区分で事業計画を策定しておりますが、収支予算についても同様な区分となっております。

91ページは、社会福祉事業の資金収支予算書、92ページは公益事業の資金収支予算書、93ページから97ページは拠点区分ごとの収支予算書となっております。

98ページから109ページまでは、七つのサービス区分ごとの収支予算内訳となっております。なお、内容の説明につきましては省略させていただきます。

それでは、90ページにお戻り願います。

平成27年度資金収支予算書全体総括表でございます。全ての事業の合計が記載されております。資金の収支を集計し、前年度と比較したものでございます。

最後に、最終ページの110ページでございます。社会福祉法人、厚岸町社会福祉協議会役員名簿でございます。任期は、平成29年5月22日までとなっております。

以上、大変簡単な説明でございますが、報告第5号につきましてご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

●議長（佐藤議員） これより、質疑を行います。ございませんか。

8番、南谷議員。

●南谷議員 まず初めに、心と園の利用実態についてお伺いをさせていただきます。

ただいまの説明で施設の稼働率ですが、年初当初は93%、92%で推移をしておられました。26年度の最終実績は平均の84.6%なのだという数字の説明がありました。

それでこの要因、何でこうなったのかということ为先ほど説明があったのですけれども、もう少し具体的に説明を求めます。

それから、27年度なのですけれども、この実績を踏まえて具体的にどのような政策をもって稼働率の向上に向けて取り組まれるのかお伺いをさせていただきます。

さらには、95ページでございます。非常に初めて、私もこの書類を見せてもらったのですがなかなか解釈がしにくい部分があったのですけれども、95ページ、収入の部、利用者等利用収入が食費の収入、公費で今年度予算、昨年に対して大きく変わっております、2,000万円ほど移動があります。さらにはその下のほうで食費の収入、一般1,700万円と本年度予算になっているのですけれども、これはきっと今、会計の基準が変わってきたので、こういうふうに表示になったのかなというふうに理解をしたのですが、実際にこの数字の差異というものは、もうちょっと具体的にきちんと説明をしていただきたい。

さらには、職員の関係、同じ95ページでございます。今年度予算、人件費の支出、対前年の予算ベースで比較すると、総体的には72万1,000円の差異でございますから、総体的には大きな差はないというふうに見たのですけれども、職員給与費の1,800万円ほど前年対比ふえているよというふうになっています。たしか、職員の人数というものは少なくなったのではないのかなと、この要因はどうしてなのかなということがまず一点。

それから、賞与もそうなのですけれども、これも大きく差があります、さらには非常勤職員給与支出額、これが職員は僕の当初の判断では職員が減った分、こっちの人件費がふえるのではないのかなと、こういうふうに当初この事業が動くときに思ったのですけれども、実際にはこっちのほう大幅に減額になっていると、700万円ほど減っていると、この辺の推移について実態はどうか、詳しい説明を求めます。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 稼働率が悪かった関係でございますけれども、稼働率につきましては25ページが全体で84.6%、それから29ページの地域密着型、これが18床のユニットのほうで部分でありますけれども83.6%ということでございます。

それで、先ほどお話し申し上げましたが、これらあわせてお話をさせていただきますけれども、前年度94.7%ということでそれから大きく下がっているような状況がございます。

施設側からお話を聞いておりますけれども、まずは当初、やはり入所を退所された方がいて、その分を今度、新たに入所させるに当たっての手続きでございますけれども、やはりなれないという部分もありまして、その手続きに時間を要したというお話がございました。

その手続きのおくれが稼働率の悪さにもつながっているという部分がございます。この手続きを何とか早めるというようなことで努力をしているということでございます。

それともう一つ、大きな要因は去年1年間で退所された方が24名いらっしゃいます。亡くなられた、あるいは施設を移るというような状況でもって退所された方が24名いらっしゃいます。例年ですと、その年によって違いますけれども10名前後というような状況

の中で去年は非常に多かったというような状況がありまして、それが追いついて新たに入所させる手続きが追いついていかなかったというような状況があるということで、こういった活動率になっているということでございます。

今月になりまして、今現在は全て入っていると、満床になっているという状況でございます。

●議長（佐藤議員） 休憩します。

午前10時57分休憩

午前11時02分再開

●議長（佐藤議員） 再開いたします。

保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 大変申しわけございません。

95ページの利用者等利用料収入の食費の部分でございます。比較で△2,832万3,000円ということの関係ですけれども、これにつきましては食費収入の一般の部分で前年度予算が4,600万8,000円が載っております。

それで、この公費と一般という部分で今年度の予算につきましては分割がされているということで、差は少しありますけれども、その収入を去年、予算の段階でお示しさせていただいた部分が今年法人のほうで整理をした段階で、この公費と一般の分を分けて計上をさせていただいたということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

その下の居住費の収入の部分も同じく公費と一般がございます。これを前年度は一括で載せていたものを分割をして、それぞれ載せているということでございます。

それと、人件費に関係する部分でございます。人件費関係する部分につきましては、基本的に職員の数につきましては同じ数というふうに聞いております。やめられた方と補充をした方いらっしゃいますけれども、数は同じだというふうに聞いております。

ただ、その給料のほうでふえている部分では、夜間の手当と超勤の分が計上に今回、なっておりまして、それに関係する分が増額になっているというふうに聞いております。

●議長（佐藤議員） 8番、南谷議員。

●南谷議員 今、まず食費なのですけれども、それはこれ見ただけで僕も判断つきますよ、一般と公費に分かれたのだなと。どうしてこうなったのかと、一般と公費、残念ながら僕は頭悪いものだから、この公費と一般にどうして分かれたのかということを教えてくださいということをお願いしているのですよ。

今の説明なら分かりましたと、これ見たら誰でもそこまでは分かりますよ。だけど、

なぜこういうふうに分けなければならなかったと、もうちょっときちんとした説明をしてください。

それからですね、今、答弁漏れがあったのです。非常勤の職員の分が減額になっていますよね、この人数がどうなって、どうして下がったのかということも、僕は今、聞いたとおり職員は同じなら同じでもいいのです。その理由は聞きました。でも、その職員と総体人数というのは僕は同じくらい人数がいるだろうと思っているのです。そのためには、どうしてここが下がったのかなと疑念に思ったのです。その答弁をもう1回、きちんとしてください。

それから、そもそもこのくらいのことはやはり担当課としては捉えるべきではないですか、一目瞭然ですよ、100万でないですよ、1,000万ですよ。もし、施設長がだめであれば補佐入れるとか、そのぐらいの対応してください。僕は議会止めるの大嫌いだから。

続けます。それと今の答弁で非常に残念に思ったのは、心和園で働いてる皆さん、今の答弁ではまことに残念だと思うのです。最初の説明で聞いていました。非常に僕びっくりしたのですけれども、円滑な取り進めがなされなかった、これが落ちた原因だというふうに理解されるのです。僕は決してそのようなことではないと思っているのです。

確かに、お亡くなりになる方や移動される方もいるでしょうし、病院に入院している間、空きになります、戻るかもしれないです。その間、空けなければならない、いろいろな事情が僕はあると思うのです、施設を運営する上では。

この連携もあるでしょう、そういうことを速やかにやるということは大事なことだと思います。ですけれども、それだけではないと思うのです。それでは職員やってられませんよ。

やはり、そういう事情もきちんと答弁していただかなければ、働いている人身もふたもありませんよ。やはり、もうちょっと社協を管理する立場として、運営者としてしっかり管理していただきたいと思います。

次に進めてまいります。施設運営の根幹は私はそこで働く人たちにあると思います。管理委託をいたしまして1年、移行したことによります施設の利用者の方々の影響、それから施設で働く方々の皆さん方の影響というののどのように捉えているのかお尋ねをさせていただきます。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） まず利用者の影響、それから職員に対する影響ということでございますけれども、それにつきましては昨年もずっと介護相談員という方が毎月、施設のほうに行きまして、その利用者の方からのお話なども聞いております。

ことしからは月に2回ということで、昨年は月に1回ということになってしまったのですけれども、ことしからは2回ということで現在、行っていますけれども、その中でお聞きしている部分ではちょっと空きが目立つということは実際におっしゃられておりました。

そのほかの部分につきましては動線がもう少し整理したほうがいいというようなことのお話なども聞いておりますけれども、その利用者本人からそのサービスに対して低下

をしているだとか、そういったようなお話は特に聞いていないということでございます。

施設側にその利用者からのお話、それから職員からのお話もどうなのかということもお聞きしましたけれども、それについても特段、基本的には心和園でやってきた内容をそのまま継続をしているというような形でやっているということでございまして、大きな変更もないというようなことから、そういう影響というのは聞いてはおりません。

今後、そういった第三者評価ということも今、進めておりますので、それらも含めてそういった内容については注意して、確認をしていきたいというふうに考えております。

申しわけありません、この金額に関係する部分についてはちょっとお時間をください。

●議長（佐藤議員） 休憩します。

午前11時12分休憩

午前11時16分再開

●議長（佐藤議員） 再開します。

保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 大変申しわけございません。

95ページの利用者負担の食費収入、公費と一般、それから居住費収入の公費、一般でございます。それで、これにつきましては利用料収入ということでございますけれども、このうち低所得者に対する公費での負担というものがございます。その低所得者に係る方の部分につきましては公費で負担される部分と、それからご本人が負担される部分とございますので、これを分かりやすく分けたという、分割して分かりやすくしたということでございます。

それと、非常勤職員の給与の関係でございます。前年度の予算が6,200万から5,400万に年度が変わっているということでございますけれども、これにつきましては昨年当初の予算で見た部分が今回、実際にこの1年間やってみた上で今回、積算した予算となっております。

それで、その予算でございますけれども、63ページお聞きいただきたいと思います。63ページの下段のほうに非常勤職員の給与支出額がでございます。これで、実際には5,692万2,000円という決算ということになってございます。

そういうことで、実際の運営をした結果でもって、こういった予算を算定をしたということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

●議長（佐藤議員） 8番、南谷議員。

●南谷議員 最近のマスコミを騒がしているニュースでございますが、私も唾然としてテレビをよく見ているのですけれども、施設職員の入所者の虐待の報道が非常に盛んになされております。私も心を痛めている一人なのですけれども、心和園で働く施設の皆さま

ん、本当にそんなことは決してないと私は信じておりますし、ですけれども入所者の平均年齢はおおよそ80代後半と伺っております。

認知症が発生する方もおられると思います。人と人、人間と人間でございますから働く皆さん、本当にストレスもたまると思いますし、非常に感情もデリケートな部分があると思います。施設で働く皆さんの関係についてお尋ねをさせていただくのですけれども、当然、施設を利用されている皆さんにはやはりああいうことにはなっていけないことだろうし、安心して施設を利用していただけるように町民の皆さんにも示していかなければならないと。そういう半面ですね、そこで働く皆さんのストレス、それからいろいろ認知の方々もなられる方も発生もすると、そういう場合にそこで働く皆さんの指導というのですか、対応、これらについて心和園としてもきちんとした対応をしていかなければならないと、ある意味ではマニュアル的なものも確立していかなければならないし、職員の研修も含めた対応というのが私は望まれるのではないのかなと、そのことによって健全なその施設運営というのは保てるのかなと、決してあってはならないことだろうし、私はないと信じているのですけれども、ただ、我慢せい我慢せいでは私はまずいと思うのです。

そういう意味では、研修も含めた町としてどのような指導をなさっていくのかお尋ねをさせていただきます。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 26年の実績でございますけれども、25ページには老人ホームに関係する部分で、その更新関係につきましては26から27ページに記載をしております。

それから、地域密着型に関係しても同じような形で研修をしております。やはり、今おっしゃられたように職員の皆さんにきちんと研修を受けていただいて、あるいは皆さんの状況を話し合う機会はきちんと持つていくことによって、利用者にとっても、それから職員の人たちにとってもいい処遇ができるということになりますので、それにつきましてはこういった形で平成26年度も研修、それから各種会議などをやっております。

今年度についても同様のものというふうにも聞いておりますし、加えて社協のほうでも例えば新たな職員の方について研修に出しているというようなことも聞いておりますので、そういった認識を施設のほうも持つておられます。

ですので、それにつきましてはこれからも私どももいろいろお話を聞かせていただきながら、よりよい方向にいくようにしていきたいというふうに考えております。

●議長（佐藤議員） 3番、堀議員。

●堀議員 私はまず財務諸表にある法人在宅事業拠点区分の資金収支計算書、そして通所介護事業拠点区分の資金収支計算書、社会福祉センター事業拠点区分の資金収支計算書、それはそれぞれに市区町村の補助金収入というものが記載されております。この補助金の具体的な内訳、事業費、何の事業で、事業内容はどのようなものをして、事業費は

幾らかかって補助金が幾らなのか、それを教えていただきたいというのがまず1点目です。

次に、先ほど南谷議員のほうからの心和園の稼働率といったものがありまして、25年度に比べて26年度は10%ほど下がっているといった中での改善をしていくのだということは課長のほうからも言われてはいるのですけれども、ただ、心和園等が福祉センターのほうへ管理委託となったときには、少なくともサービスの低下はあり得ないということで管理委託をしたわけなのです。

つまり、初年度目からその約束がすっかり守られていないというのが現状、この稼働率が下がっているときは随分私なども町民の方々からベッドがこれだけ空いているのに何で入れないのだと、そういう話というのは随分耳に聞かされました。私は町民に対しては、いやまだ替わったばかりだからねと言う、それは言いますけれども、ただじゃないのですよね。本来はやはりサービスの低下はない、もっとサービスが向上するのだということを言って管理委託になったわけなのですから、であればこれは町民に対しての非常な裏切り行為というほかないと。

では、それを改善するためのことを具体的にはしっかりと事業計画の中に持たなければならぬのではないのでしょうか。課長が今、幾ら改善させますと言っても、課長が福祉協議会の役員でも何でもありませんよね。であれば、この福祉協議会が、社会福祉協議会がそのようにしていくというものはやはりしっかりと役員会内でも協議したものが事業計画の中にまず載ってこないとならないのではないのでしょうか。

そうしなければ町民に対しても説明というものができないと思うのです。課長が一人ひとりの町民に対してこうだからと説明するわけではないでしょう。であれば、しっかりと事業計画に載せなければならない、それが載っていないのはなぜなのだというのが2点目です。

あと、3点目がたしか介護職員の処遇改善、それと介護報酬の引き下げというものがたしか2月、3月ぐらいには随分騒がれていて、事業所においてはなかなか介護職員の賃金は上げるけれども、報酬が下がってしまえば事業所運営がおぼつかなくなるのだとかというような、そういう話というものがありません。

今回、この事業計画や事業実績の中にはそれらのことというものが一切書かれていないのですけれども、そういうそれら介護職員の介護報酬の増、介護の処遇改善による費用増と介護報酬の減額による減、そういうものが27年度事業計画の中には起こり得ないのか、どうなのか、それについて教えていただきたいというのが3点目、以上です。

●議長（佐藤議員） 休憩します。

午前11時29分休憩

午前11時40分再開

●議長（佐藤議員） 再開いたします。
保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 時間をとらせてまして、大変申しわけございません。

まず、補助金の内容でございますけれども、補助金につきましてはまず51ページの法人在宅事業拠点区分の計算書の中で、上段のほうに市町村補助金収入ということで2,482万6,100円がございます。これにつきましては法人の職員分の補助金ということで5人分の人件費を見込んで補助金として支出をしております。

それから、次に、63ページでございます。63ページは、施設通所介護事業の資金収支計算書でございますけれども、これが心和園とデイサービスの部分でございますけれども、これの上段のほうに市町村補助金収入ということで2,072万2,630円というのがございます。

これは指定管理に移行するに当たっての補助金ということでございます。これにつきましては職員の分の人件費ということで4人分、それと正職員と非常勤職員の分を合わせた6月の手当、ボーナスの分ということで、その合計で2,072万2,630円という補助金でございます。

それから、75ページお願いします。75ページのこれも上段に市区町村補助金収入ということで186万4,000円、それからそのちょっと下のほうに借入金利息補助金収入103万6,381円というのがございます。これが福祉センターを増改築したときの資金の借り入れをした資金に対する町からの超過金に対する補助金ということで、実際の元本の分と利息の分ということでございます。

それから、2点目の心和園の稼働率の関係でございますけれども、この稼働率につきましては本当にこの数字上でも明らかに町が実施していたときよりも10ポイントも悪いというような状況になってございますので、これについては社協さんのほうも当然、これに対して危機感を持っているということでございます。稼働率が悪ければ収入も減るということになりますので、それについては当然、これをきちんと適正な形にしていかなければならないということで、先ほど大変申しわけありませんけれどもふなれな状況ということがあったことと、それから死亡者、それから入院者が例年から見て本当に倍以上のような状況もあったということで、なかなか追いついていかなかったという状況でございます。

これにつきましては、やはり最大限、今努力をした上でこの今月には満床という状況に追いついておりますので、引き続きその対応というのはきちんとやっていくということで、これにつきましては計画上のほうには載ってはおりませんが、そういう内容を改善をしていくのだということで私どももそれについてはお話を再三させていただいておりますけれども、そういった対応の中で今回、追いついてきたということで、それをきちんと維持をしていきたいというお話を聞いておりますので、その推移をきちんと見ていきたいというふうに考えております。

それから、介護報酬の引き下げの関係でございます。この介護報酬の引き下げにつきましては、これまで算定していなかった夜間配置の加算の分等が加算されているということになっております。これにつきましては、今回のその予算の中ではそれらも見越した上で整理をさせていただいているというふうに聞いております。

それから、処遇改善の関係でございます。これにつきましては、その通常の給料とい

うのは対象にならないということで、その加算になる部分について対象になるということでございます。それで、これについては一時金でそれぞれの職員に、その職員によって違うようではございますけれども、10万から12万円くらいの金額になるようではございますけれども、これを一時金として支給する方向で調整をしているというふうに聞いております。

●議長（佐藤議員） 3番、堀議員。

●堀議員 そうすると一番最初のほうのやつで5人分の職員の給与の補助金という、これはなぜ5人分のやつを町から出しているのでしょうか。この5人分は町の仕事をしてくれているということなのですか。委託事業とか何とか、町から委託した事業に対する補助金だよとかというのであればまだ分かるのですけれども、職員の給与といったものがなぜ出さなければならないのか、これについて教えてください。

それと、ですからいずれにしても、まず初年度目からつまづいてしまったわけなので、心和園の運営に関しては、そのような感じで。現状、そうであっても、やはり町民の中にはそういった中に不満を持つ者も当然、多々いるわけなので、それらの人方に対して社会福祉協議会がどうしていくのだというのをしっかりと示していただかなければならない、そのように思うのです。約束違反をはっきりいつてしているわけなので、社会福祉協議会が、受託に伴っての。

そこはやはり今回、事業計画の中にそれらどのようにしていく改善方策というものも、目標というものも一切示されていないわけですから、やはり町民に対してももっと説明していく必要があるのではないのかなというふうに思いますので、それはやはり指導していただきたいというふうに思います。

処遇改善等、そうすると経営的な現状の今までの社会福祉協議会の経営の中での介護報酬の引き下げ云々といったものの中で重大な問題とはならないと、また介護職員の処遇改善といったものの中で、当然、1人当たり年間で12万円なり、10万から12万円ぐらい支払っていますけれども、それらの人件費増というものも現状の中では重大な問題にはならない、27年度の経営を考えていく上では重要な問題にはならないというふうに役員会では認識しているというふうに理解してよろしいのか、どうもそこら辺の経営的なものに対するの先ほどの約束違反のものも事業計画に載ってこないとか、こういう重大な変更要点に対するファクターを事業計画に載せないとかというのは経営者側の認識がちょっといけないのではないのかなと、私だと思っております。

少なくとも実績は実績で事業計画は事業計画といったものの中でどうしていくのだというのをしっかりと町民、私たちにも示していただかなければならない、そういう認識を持っていただいた中で、重大な変更にかかるファクターとかをしっかりと事業計画の中に盛り込んでいってもらいたいというふうに思うのですけれども、この点について今後、指導なりもしていつていただきたいというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

●議長（佐藤議員） 町長。

●町長（若狭町長） まず私からお答えをさせていただきたいと思います。

町が設置しております特養並びにデイサービスに対してのご意見があり、1年前に管理指定をお願いをされた社協が、その運営が稼働率を含めて低下をしているということは、まことに残念なことであります。

町といたしましても、今後、今日では満度に稼働しているというお話ではありますが、今、ご指摘をされたいろいろな課題について今後ないように、町といたしましても社協に対して指導してまいりたいと、そのように考えておりますのでご理解を賜りたいと存じます。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 私からは補助金の関係でございます。

補助金につきましては先ほど法人のほうで、法人在宅事業のほうに計上している補助金ということでございますけれども、これにつきましては社会福祉協議会の協議会自体では今、その社会福祉協議会がもともとやってきた事業、それから介護保険が始まって訪問ヘルパーの事業、それから去年からは施設の指定管理の部分ということで、そういった収入を得る事業を拡大してきてやってきておりますけれども、それにつきましてはその事業ではありますけれども、もともと社会福祉協議会としてやってきた事業では、収益を生むものはありませんので、そういったものにつきましては今までも町から職員の人件費ということで補助金を支出させていただいてきたということでございます。

●議長（佐藤議員） 3番、堀議員。

●堀議員 事業計画のほうについては町長のほうから適切なお答弁をいただきましたので、よろしく願いいたします。

そうすると従来からの社会福祉事業に対しての職員の人件費払ってきていたのだと、ただ、やはり社会情勢というか、やはり変わってきているというのは、やはり民間の事業者というものもどんどんふえてきている、社協でやっている事業が全てが民間でもやっているということを言っているのではなくて、やはりやることもできる、いろいろな事業を民間でもやってきているといったときに、要は総務部門と考えればいいのか、ここについては。というものに対して助成をする、ただ一方では民間の事業者というものはそういうものの助成がないわけなのですから、では当然、経営的な格差というものが民間とこの社協の間では生まれてしまっているのではないかと、そういう懸念が出るわけなのです。

当然、サービスとかにしても民間でもやっているサービス、社協でもやっているサービスというものがあるのですけれども、それにかかるコストというものが総務部門の人件費コストが下がってきて、片方では下がることにも補助金を出している関係上、下がることにもなるのですから、そういった格差というものが出てしまっているのではないのかなというふうに私だと思っております。

やはり、この人件費の補助金というのがもう少ししっかり考えていく必要があるのではないのかなと、ただ、今までも出していたからこれからも出すのではなくて、民間で

の事業とそれらとの整合性なども含めた中で、やはりこの金額というものが決まっていかなければならないというふうに思うのですけれども、私、今3回目ですからこれでやめますけれども、やはり今後の検討課題としては必要ではないのかなというふうに思います。

民間だけが不利を被るというのは当然いけないわけでありますから、補助金を同じような事業をやる事業者の中ではやはりそういったものも町としては考えてほしいなというふうに思いますので、それについて今後検討していただきたいというふうに思いますので、どうでしょうか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 社会福祉協議会、大きな法人本体の部分のものと社協が独自にやっているホームヘルプ事業とか、ケアマネジャーの事業所の関係、それから委託を受けている指定管理を受けている事業の関係ということになると思います。

それで、法人本体の事業につきましては、地域福祉の事業を社会福祉法に基づいて、その社会福祉協議会としてその事業を実施をしております。その事業につきましては、この事業報告でも5ページから18ページにわたってさまざまな事業を実施しております。

こういった地域福祉に関係する事業を実施するために必要な組織と、人の確保ということが当然、必要になってまいります。それにつきましては、その収益を得る部分もなかなかそういう形にならないものですから、やはりそういったものをきちんと町からの補助金でもって保障していくということが必要だというふうに思います。

そういったことで、この補助金を継続して出させていただいているということですので、ご理解をいただきたいと思います。

●議長（佐藤議員） 昼食のため、休憩いたします。

再開は、午後1時からいたします。

午前11時59分休憩

午後1時00分再開

●議長（佐藤議員） 再開いたします。

●議長（佐藤議員） 報告第5号、他にございませんか。

6番、室崎議員。

●室崎議員 これから私が申し上げることは、1年前の同じ議案審査のときにも恐らく言っていると私は記憶しているのですが、同じことをまた同じように言わなければならないというふうに思われます。

それは、社会福祉協議会という団体の町民に対する経営、運営の事業内容の説明が十分にできているだろうかということなのであります。それで何点か、具体例を挙げながらお聞きしようと思うわけですが、これ3回ですものね、だから1回の質問の中に論点が幾つか入ってしまうけれどもご勘弁ください。

まず、これは一般質問でもいっぺん取り上げたことがあるのですが、世の中で新聞紙上などでも相当、一時にぎわったのですが福祉団体の公的な補助を受けている福祉団体が多額のため込め金を持っていると、これはおかしいのではないかというような話が随分出ました。それがどういう意図のもとに何をねらって行っているのかというような話はちょっといろいろあるようですが、それは今こっちへ置いて。

それで、厚岸で唯一の福祉法人であるところの社会福祉協議会が今年の議会のとき、25年度決算ですが、そのときで約3,000万を超える福祉基金と称するものを持っていたうち、約600万、これを音響機器の整備に充てたのです。たしか、施設整備費というのは別の項目があったはずだが、ここからおろして使っている。

それで、福祉基金という名目では、そのときに私、申し上げたのだが使い道の限定ということにはならない。社会福祉協議会というところ、略して社協とちょっと口が回らないから言わせてもらうけれども、これが福祉目的以外のことできるわけがない。町が基金をつくって、行政目的基金と言ったら、それはこれに使いますという限定はないのと同じだということになるのと同じではないかということをおっしゃっていました。

今回、今年度の決算でみますと三千五、六百万あったうち、その五、六百万をおろして約3,000万円にしたのですね。その約3,000万円の福祉基金というのが今回2,500万円おろされているのです。そして約500万になってしまったのですね。そういう指摘を受けたので、今後こう変えたのかなというふうにも思われるのですが、このお金どこに行ったのか、ちょっと複雑な会計帳簿を私程度の者が見てもわからないのです。どうしてそういうことを行ったのかという、これはこうしなければいけない意味があったのですということを含めて数字を教えてください。

それで、前回、1年前にも私、同じことを申し上げているのだけれども、社協は自分たちでどこかに行ってお金を稼いできて、自分たちの運営をしている団体ではないですよ。額には、それは小さいものから大きいものもある、一番大きいのは町からの補助金だと思うけれども、そういうみんながお金を出し合って、運営資金をつくり、それによって厚岸町の福祉政策の充実を図っていただくためになくてはならない団体であると、そのようにみんなが思っているから、それぞれ会費だとか、寄附金だとかという形で一般町民もいろいろな団体も出しているわけです。

それで、自治会に関して言いますと、ある自治会の話をしていしますと年度当初予算が三十二、三万という小さな自治会がありますが、そこが3万何がしの会費なのです。年度当初予算の1割は社協の会費としてみんなが自治会費を払った中から出てくるのです。

厚岸町に置きかえて言うと、一般会計でもって90億だとすれば9億払っていると、会費を、そういうことになるのです。それは、社協にとっては微々たるものかもしれないけれども、支払っている団体にとっては大きなお金です。そういうところに昨年も私、同じことを言っているのだが、きちんとした分かりやすい運営内容の説明というのは聞いたことがない。同じことを何遍も言って申しわけないが、自治会連合会に社協の会長

が来て挨拶したり、何とかいうペラ紙を広報厚岸と一緒に折り込んできて、その中に複雑な数表が書いてあったり、それをもって説明だなどと思われては片腹痛い、そういうことなのです。

それともう一つ上げておきますが、今回、4月になってから各自治会に挨拶状が回ったようです。それで、町の人が随分、話題にしているのですが、社協は今回、新しい役員のポストをつくった。それもこうなりましたからというご挨拶だけで終わっている。そんな言い方をしたら悪いのだが、役場の人定年で退職なさると親しい方にはこのたび役場をやめて、長いことお世話になりましたと、今度はこういう仕事に就きましたと挨拶状来ますよね、あれとよく似たようなものが各自治会に回ったようです。

これ、とんでもない誤解をしている人がいるのです。それは、私も言われてそんなことないでしょうと言ったのだけれども、何か役員は定年が80なのだそうだ。80定年の天降りポストをつくったのかと、こういうふうに思っている人もいます。これはとんでもない誤解だと私は思います。

ただ、どうしてこういうポストをつくってやらなければならなくなったのかという説明が何一つなければ、誤解に任せるより方法ないのです。このあたりも説明をしていただきたい。

そして、今のいろいろな事例の包括的に言えることは、1年前に説明責任をきちんと果たすために社協は動いてもらいたいということと言ったときに、町側ではきちんと指導をいたしますと、そのように言っている。この1年間、どういう指導をしてきたのか、それも具体的に説明をしていただきたい。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） まず積立金の関係でございます。

61ページでもって、この貸借対照表でございますけれども、ここで資産の部の中で中段ぐらいになりますけれども、福祉基金積立資産ということで、当年度末492万8,584円と、前年度末は2,955万4,774円ということで、2,462万6,090円減額になっているという状況でございます。

それで、この基金につきましては46ページをお開きいただきたいと思っておりますけれども、この46ページのその他の活動による収支という欄でもって、積立資産取崩収入ということで、法人在宅事業のほうに収入で2,522万円、それからその下、拠点区分間繰入金収入ということで3,000万円を施設通所介護事業ということで、その基金3,000万円をその中に繰り入れをしているという状況になっております。

それで、施設の報酬につきましては、その施設でデイサービスセンターにしても、心和園にしても、その施設の報酬については翌月に請求をいたしまして、お金がさらに翌月の末に入ってくるというような流れになっておりまして、この間、運営するお金が必要になってまいります。

そういう関係でもって、この基金につきましてはそういう取り崩しをしまして、運営する中でその使われていると、回されているという形になっておりまして、実際には現金としては積み立て、お金が動いているというようなことで積み立てにはなっていない

というような状況になっております。

そういう中で、今回、この基金を取り崩して使用しているという状況でございまして、これにつきましては何とか稼働率なども上げることによって、そういったもの、積み立てを戻していくというような形を今、社会福祉協議会のほうでも戻すように頑張っているという状況でございます。

この基金につきましては、福祉基金規定というものを持っておりまして、この中で社会福祉協議会の健全なる運営及び財政確保に資するための福祉基金として、この基金を設置しておりまして、その中で運用されているという状況でございます。

それから、自治会等に対してきちんとした分かりやすい説明ということでございます。それにつきましては、社協ともお話をしている中で、そういうお話があったということもお話はしております。

ただ、それについて今、具体的なこういう形でということについては、なかなかその基金を今、こういった形で使用していることもございまして、その手法について協議をさせていただいている状況で、まだ申しわけございませんけれども、それに対してどういった形でやるというところまで話が詰まっている状況にはございません。

それから……

●議長（佐藤議員） 休憩します。

午後 1 時14分休憩

午後 1 時17分再開

●議長（佐藤議員） 再開します。

保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 申しわけございません。

ことし4月以降に新しい役員のポストの関係でございます。常務理事ということで、新しいポストを設けたということでございます。

これにつきましては、社会福祉協議会のほうの議論の中で指定介護を受けることによって、現在、社会福祉協議会が働く職員96名おります。当初の3倍超える職員数になっているというようなこともございまして、今までの体制ではなかなか目が行き届かないというような状況もあって、そういうポストが必要だと、そういうことを設けて運営の適正化を図っていくというような議論の中からそういうポストを設置したというふうに聞いております。

それから、全体的に説明責任をきちんと果たすと、1年間どういうことをということでございますけれども、そこにつきましては大変申しわけございませんけれども、その施設との関係で、処遇の関係ですとか、協議はやってきておりますけれども、具体的に今度、対外的にいろいろなそういう説明をきちんとする場というものは設けておりません。それにつきましては、大変、申しわけなく思っております。

今後、協議会のほうとも相談をしながら検討していきたいというふうに考えております。

●議長（佐藤議員） 6番、室崎議員。

●室崎議員 まず最初にこれからの計画をきちんと決めましょうよ、あと私、何回こういうことを言えばいいですか。それで、あなたのほうでは何回、また今年もできませんでした、これからちゃんとやろうと思いますというおつもりですか、このあたりはつきりと予定を聞かせてください。

それで、今、ちょっと思いついた順番に言っていくから最初の質問とちょっと順番変わるかもしれないけれども、つなぎ資金の話、ステップ何とかと言っていたけれども、これ去年の12月でしたか、一昨年12月ですから、それから年明けてからの議会というふうに民間移行すると、直営から民間移行すると、直営では赤字がふえてどうにもならないと、それでこんなことをやっているとちもさちも行かなくなってから民間ということになったのでは手おくれだから、今のうちに手を打つのだというような話でいろいろな議論をしました。そのときに誰が事業者なのかというところから始まっているありました。つなぎ資金は町のほうで補填せざるを得ないというのがあのときの話でした。このため込み金を使うのだからって話は全然出てきていなかった。がらっと変わったわけでしょう。その説明がこの報告第5号の説明の中では一言も触れないで、2,500万円なら結構な大金だと思いますよ。2,500円じゃないのだから。

それが、今聞くと、いやいや実はここにこういうお金があったから使ったのですと言っているだけですよ。確かに、前の議会で私はこの無目的ため込み金、これの指摘をしました。慌ててどこかに移さないとこれは目立ってしようがないということになったのだと、そういうふうに思うのですけれども、こういういい使い道があったと、そういうことなのですね。何でこういうことについてきちんとした最初からの経営報告のときにしないのですか、重大なこれは方針変更です、どうなのですか。

それから、その役員についても今のような話で誤解をしている人の誤解は解けないでしょう。だって、機構変わったら何かポストつくりました、そんなものだったら当たり前の話ですよ。何で職員でなくて役員なのだ、そういう話になってくるのです。

しかも、社協は老人クラブからの推薦の理事もいるはずですよ。そういうことで、普通の団体から比べるとはるかに定年は高い、これはその性質上から仕方のないことです。道内の社協で調べると役場の定年と同じぐらいの60とか65の定年のところもあるのだという話は聞いたことがあります、それでは社協の役員として十分な仕事をしていただくことにはならないと思います。

だから、今の社協の理事の定年のつくり方は、私はその性質上非常にいいと思うのだけれども、そこの中に常勤が入ってきたときにどういうふうになっているのだろうというふうには誰も思うでしょう、今、その説明何もないのです。

それから、社協の会長というのはご奉仕ですよ。たしか報酬は一銭も取らないのではないかと思うのです。そういうような人たちで集まってつくっている、それが社協の役員だと思うのですが、この常勤の役員の方も無報酬でなさっているのですか、そうい

う説明も今ないのでですよ。こんなこと私聞く気なかったのだけれども、余りにも抽象的なちょろちょろとごまかすような印象しか与えない説明では、こっちが聞かざるを得なくなってしまう。

要はげすの勘ぐりだと言えばそれまでなので、こういうものが出るいろいろなやはり尾ひれがつくのです。そして、とんでもない誤解をする人がいるのです、それを解くいい場所だと思って聞いたら答えようとしな、これはよくないですね。もう一度、ちゃんと説明してください。

それから、自治会に対する説明がないよといった話は伝えておいたのだけれども、何せ忙しくてそんなものを相手にしている暇はありませんでしたと、こういう今、答弁に聞こえたのだけれども、それでは議会なんかでしゃべる必要なくなりますね、相手にしてもらえないのだもの。

課長さんが自分でやっている仕事でなくて他団体だから非常に難しいところはあると思うのだけれども、これはあれですよ街中の人や社協というものの意義をきちんと理解して、例え300円でも500円でもみんなが会費を出したり、寄付を出したりするから社協というのは成り立つし、動けるのです。何か上から目線で会費決まっているのだから持ってこいというような印象を与えているように思われたら、社協そのものが存立できなくなってくる、それを心配しているのです。

ところが、どうも今の話を聞いていると、この事業計画などには何とかをやり、こういう事業をやり、ということばたくさん書いているけれども、今のような観点が見えない、ただ一番大事なのは言うなれば町民全員をパトロンにして存立している団体が、そのパトロンである町民のきちんとした理解を得るための努力ではないのかと、やってやるではないのです。その点を何かはき違えているのではないかと、そういう気さえしますが、このあたりきちんとした指導をしていただきたいのですけれども、いかがでしょうか。

●議長（佐藤議員） 休憩します。

午後 1 時30分休憩

午後 1 時37分再開

●議長（佐藤議員） 再開いたします。

保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 何度も大変申しわけございません。

基金の使用の関係でございますけれども、この関係につきましては説明のときにはちょっと簡単になるのですけれども63ページの資金収支計算書のところでもって、64ページ、その他の活動による収支の収入に施設運営にかかる運転資金のため、福祉基金から3,000万円の繰り入れもあり、一番下の段の当期末支払い資金残高であります3,679万1,596円という形で説明はさせていただきましたけれども、きちんとした形で分かりやす

く説明ができなかったことにつきましては、大変申しわけございません。

そういう形の中で、その26年度につきましては使われておりまして、ただ、当初26年度の事業を運営していく中で、稼働率が下がっているというような状況もございまして、稼働率が10ポイント上がりますと、実は2,000万円を超える報酬が収入として受け入れることとなります。

当初、その予定していた稼働率を下がってしまったというようなことがあって、その運転資金も非常に苦しい状況になってきたというようなこともございます。

それから、この指定管理に関係して、その運営資金について貸付金というようなことのお話もしていた中で、そういう運転資金の関係のお話をしていたということでございますけれども、それにつきましては社協との話の中で町の財政の状況も厳しいという状況もあって、社協のほうからは、その貸付金についてはみずから辞退をしてもらったというようなこともございます。

そういう中で、町としても補助金として支出する部分についてできるだけ早く支出をするというようなことも含めて、何とかそのやりくりをしていたというような状況でございます。これについてもきちんと説明をしていなかったということについては大変申しわけありません、おわび申し上げます。

それから、役員の常務理事の関係でございます。この関係につきましては101ページをごらんいただきたいと思えます。101ページ、サービス区分の訪問介護サービス事業の中で、この人件費支出の部分でございます。職員給料支出ということで、昨年1,035万6,000円から1,573万8,000円ということで、538万2,000円の増というふうになってございます。

細かい数字は動くと思えますけれども、ここの中で嘱託職員相当の給料ということで見られているという状況でございます。それから、社協との協議の中でいろいろな内容について大体的に説明をするということにつきましては、大変申しわけありませんけれども、これからそれらの内容について社協のほうとも協議をして、できるだけ早く、できれば次期議会にもしうまく協議をまとまればそういった形を目標にして検討を進めていきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

●議長（佐藤議員） 6番、室崎議員。

●室崎議員 私もちよつと言葉がきついで何かけしからんというふうにとられると困るのだけれども、言うだけ言って何を言うのだと言われるだろうけど、悪いことをやっているとか何か言っているのではないのです。一つ一つにはちゃんと理由があると思う、それを聞かれるまで何にも言わないというのはどういうことなのだという事なのです。これも、方針変えて、そのため込み金使ってやることにしましたというなら、最初からそういうふうに言えばいいわけです。

それから今の非常に人数もふえたし、それから本当に典型的事業社協になったわけですよ、少しずつ事業社協になっていたのがここに来て大きく典型的事業社協になったわけでしょう、そうすると仕事の量もふえる、それは分かります。だから、そののところに本部機能を補強したのだと、それはそれで理屈が通ります。

それで、今、世の中いろいろなところで地獄をそば立てている福祉だとか、ボランテ

ィアだとかという名前を使って、実はその実私腹を肥やしているようなものがあちこちに今出ている。そうすると、こういうのもきちんと説明しておかないと、とんでもない、そういう連中と一緒にされてしまう恐れがある。現に今回の件でも何の説明もないものだから、何か全然曲がった方向に理解しようとする話がちらちら聞こえるということなのです、それを言っているのです。

だからどうも、説明をきちんと町民にするというのは本業、本務でないようなふうになっているのかなとしか思えないところがあるのだけれども、そうではなくて実は一番大事な部分だということをお忘れしないでほしい。

それから、この福祉基金なるものですが、前は4,000万円から持っていたわけです。ここの円滑な運営、社協本来の業務の運営のために必要な基金としてため込んでいますというような、とってつけたような理屈がつくのだけれども、基金というものは本来、この目的のために使うのだという目的限定が必要なはずで、何に使うかさっぱりわからないけれども、とにかくため込んでいますということは、少なくとも人のお金をいただいて仕事をする団体には許されません。

自分で商売やって、稼いできた団体が貯金をしておくというのなら、それはいいでしょうけれども、ですからそれで申し上げているのです。こういうものに使うためにこれだけいるから、例えば退職金の積み立てなんていうのは明確でしょう。この後、必ずこういうのが出てくるから、今からこれだけ積みたい、それは納得します。

それで、さっきから同じことを言うのだけれどもわずか30万円程度の総予算でちまちまやっている自治会がですよ、3万円の1割の会費払っているのです。そういう人たちの気持ちを考えたらやはり、そういうありがたい貴重なお金をいただいているのですから、そういう人たちに対して、こういう意義のあることをやっているのですよと、そして運営の経費を含めてこういうふうに行っているのですよということがきちんと説明されないということ自身がおかしいのです、そのことを言っているのです。

今の答弁で私の言わんとするところは理解していただけたと思うので、最後にはお願いなのですが、どうかその趣旨をくんできちんとした指導をしていただきたいと、そのように思うわけですが、いかがでしょうか。

●議長（佐藤議員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からお答えをさせていただきたいと思います。

今日、ご承知のとおり福祉を取り巻く環境、極めて変化が激しいわけでありまして。

そういう中における社協の役割、ますますと大きくなっている、そのように私は考えているわけでありまして。

すなわち厚岸町と社協が連携を図りながら福祉のまちづくりをしなければならないというお互いの使命があると思うからでございます。特に厚岸町といたしましても、社協には説明にありますとおり15ページから18ページにありますとおり居宅事業のお願いし、さらにはまた指定管理者としてもお願いをいたしているところでございます。

そういう中で今、ご指摘がいろいろとありました。説明不足の点についてはおわびを申し上げなければならないと思いますが、私はやり、これからはさらに社協と連携を図りながら、

福祉の町厚岸町をつくり上げていかなければならない、そのように考えるわけでございまして、そういうことでこれからも社協とよりよい連携を持ちながら、町民に期待される社協になるように、町としても指導と言ったら失礼ではありますが、共々努力をしてまいりたいと考えておりますので、その点についてご理解を賜りたいと存じます。

●議長（佐藤議員） 他にございませんか。

12番、佐々木亮子議員。

●佐々木議員 私のほうからは2点について伺わせていただきます。

初めに、25ページ、28ページ、心和園に関してですけれども、ちょっと踏み込んだ質問になるかもしれませんが、職員体制についてお伺いをさせていただきます。

入所者の介護度が要介護から5ということで、介護度がすごく高いという中で、これによります介護職員25名、それからユニットですと11名という中で、シフトを組んで介護されているということなのですけれども、実際にこの人数で日勤、それから夜勤というふうにシフトが分かれています中で、きちんと介護体制がとられているのかどうなのかというところをまず確認をさせていただきたいと思います。

それから、2点目は84ページの重点推進項目についてですが、この中で3点目、地域支え合い活動の発展と災害ボランティアの体制づくりというのがありますけれども、今どこでやはり災害があるか分からないという中で、とても大切なことだというふうには思います。

やはり、とても心配されるのがこういった介護施設、実質的には心和園ですけれども、ここを抱えている地域での自治体のボランティアづくりだとか、避難訓練なども多分、地域の方と力を合わせて入所者の方なども含めてやっているのだと思うのですけれども、どういうふうになされているのかについてお伺いをいたします。

●議長（佐藤議員） 休憩します。

午後1時52分休憩

午後1時56分再開

●議長（佐藤議員） 再開します。

保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 大変申しわけございません。

まず84ページの重点推進項目で、地域支え合い活動の発展と災害ボランティア体制づくりということでございました。これにつきましては、大震災のような災害を想定をして、そういったものに対して今は宮園丘陵の集会場等を活用して、ボランティア活動の拠点としていろいろなボランティア活動を推進していくというような取り組みを今、検討をしているというような状況でございます。

それで、施設の避難訓練の関係につきましてはあそこの地域、白浜自治会と宮園鉄北自治会、関係する自治会がございます。この自治会の協力もいただいて年間2回の避難訓練を実施をしているということでございます。地域と連携させていただいて、避難訓練をやっているという状況でございます。

最初のご質問の職員の基準の問題ですけれども、それにつきましては町で実施をしていたときの順位基準、ずっと職員基準を満たした基準でやっております。この基準を移行後も同様に維持をしているということで、その設置をしっかりと満たした上で実施をしているという状況でございます。

●議長（佐藤議員） 12番、佐々木亮子議員。

●佐々木議員 最初の避難訓練なのですけれども、白浜だとか宮園、そういった自治会と協力をして避難訓練をしているということなのですけれども、これは具体的にいつ災害というのは起こると、時間帯というのは分からないということもあって、例えば早朝ですとか、夜間ですとか、やはり一番心配されるのは日中だとまだ人がいて手もあるかも分からないのですけれども、夜間だとか、そういった人手のないところの災害ということがすごく心配されると思うのですけれども、避難訓練というのですか、これはどこの時間帯を想定をした取り組み、例えば夜間を想定した取り組みだとか、そういったことは実際に行われているのかどうなのかということをお伺いをさせていただきます。

それと二つ目の職員体制ですけれども、基準は満たされているということなのですけれども、実際に夜勤がありますよね、そのときに多床室、ユニットそれぞれ夜勤に入らなければいけないと思うのですけれども、実際、何人体制ぐらいで、すみません基準と言われてもごめんなさい私、今ちょっと分からないもので、何人体制ぐらいで夜勤が行われているのかどうか、お伺いをさせていただきます。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 避難訓練でございますけれども、昨年実施した2回は夜間実施をしているということでございます。

それと夜勤の体制でございますけれども、多床室が3人、それからユニットのほうが一という体制でございます。

●議長（佐藤議員） 12番、佐々木亮子議員。

●佐々木議員 両方とも関連すると思うのですけれども、やはり何かがあった場合、災害があった場合は人手がどうしても必要になりますよね。夜間の訓練をしているということで、これはこれでそれを想定をしている訓練をされているということで、これは分かれますが、職員体制、多床室が3人でユニットが一と、これで基準を満たしているということなのですけれども、ちょっと私、考えてもユニット1人で夜勤をするということは実質休憩時間なんかもとれていないのではないかなというふうに考えますし、災害

があった場合、1人だけの夜勤、あるいは多床室3人の夜勤の中で、本当に安全な対応がとれるのかなというように今、疑問に思っています。

こういったあたりというのは、やはりとても心配ですし、基準を満たされているということですが、やはりちょっと検討というのでしょうか、いざというときのための配置というのですか、そういうのもちょっと考えていただければということをお願いいたします。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 夜勤体制ですけれども、3人と1人ということで4人の体制でございます。18人を1人でということでございますけれども、ここは多床室側の3人と連携を図りながらやっている状況でございますので、全く1人と、施設がそのユニットだけの施設と孤立しているわけではございませんので、連携をしてやっているという状況でございます。

それと、そういったこともあって災害時ですとか、緊急時ですとか、そういったときに地域の皆さんにも協力をいただけるような体制ということで自治会の協力もいただいて避難訓練などをやっている、それも夜間にやるというようなことで連携を深めているという状況でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

●議長（佐藤議員） 他にございませんか。

（な し）

●議長（佐藤議員） なければ、以上で質疑を終わります。

これをもって、報告済みといたします。

●議長（佐藤議員） 日程第11、報告第6号 株式会社厚岸味覚ターミナル経営状況説明書の提出についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（小島課長） ただいま上程いただきました報告第6号 株式会社厚岸味覚ターミナル経営状況説明書の提出について、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、提出いたしました本説明書の内容についてご説明いたします。

まず、1ページから14ページまでは、第22期の営業報告書で、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの事業期間に関するものであります。

2ページをごらん願います。

総括事項について、その内容を読み上げます。

北海道における観光情勢は震災前の水準を超え、旅行需要の活性化を感じられるようになりました。当施設における入館者数は昨年度を上回る23万6,578人、前期対比104.2

%、9,477人の増となり、旅行業者関係の取り扱いも過去最高となる2万4,077人、前期対比150.5%、8,080人の増となる利用をいただき、多くのお客様に地域の魅力を発信できた1年となりました。

営業面においても、全営業部門において多く飛躍した年度となり、その純売上高は、平成6年の開業以来、過去最高となる3億1,981万4,000円、前期対比110.4%、3,010万円の増加の実績を残すことができました。

部門別としては、レストラン部門において過去最高の売上高となる7,623万円、前期対比104.7%、340万3,000円の増加となり、魚介市場部門では厚岸産カキを取り入れた団体型旅行企画商品の増加から、売上高は1億2,582万1,000円、前期対比114.9%、1,627万3,000円の増加の実績を残し、また、展示販売部門では商品開発やイベント販売を積極的に展開した結果1億382万5,000円、前期対比106.7%、648万2,000円の増加と9年振りに1億円を突破する結果となりました。

さらに、喫茶コーナーをオイスターカフェにリニューアルした喫茶部門は1,393万8,000円、前期対比139.4%、394万円の増加となり、売上高を伸ばすことができました。しかし、好調な売上高に対し殻ガキやむきガキ等の生鮮品の仕入れ価格はこれまでにない高値での取り引きとなり、売り上げ利益に大きな影響を与えることになりました。

毎年、実施されている2015年の旅行雑誌、北海道じゃらんによる道の駅満足度調査グルメ部門では5年連続の1位に輝き、食を掲げたテーマパークとして話題の絶えない飛躍の年となりました。

以上が総括事項であります。

次に、総務事項についてであります。株主総会及び取締役会の開催状況のほか、3ページにわたり株式の状況、役員や従業員数の状況、旅行業者との契約及び取り引き状況につきましては記載のとおりであります。

次に、4ページの月別入館者状況であります。

月別の入館者の推移は記載のとおりであります。年度間合計数では、一般入館者が21万2,501人、旅行業者関係の入館者が2万4,077人、合わせて23万6,578人の入館者総数となり、前年度との比較では104.2%となっております。

次に、5ページからは、決算報告書についてであります。

6ページをごらん願います。

まず、貸借対照表であります。資産の部では、流動資産9,060万4,252円、固定資産は56万3,850円、資産合計では9,116万8,102円であり、前期との比較において13.4%の増となっております。負債の部では、流動負債が2,310万5,957円で、前期との対比で33.1%の増であります。固定負債については、前期同様ありません。純資産の部では、株式資本の額が6,806万2,145円で、前期との対比では7.9%増となっております。利益剰余金は、306万2,145円となり、前期まで10期続いた累積欠損金がなくなりました。なお、無形固定資産の電話加入権につきましては、日本公認会計士協会などが定めた中小企業の会計に関する指針に基づき、取得価格の計上としております。

次に、7ページは財産目録であります。内容は記載のとおりでありますので、説明は省略させていただきます。

8ページをごらんください。

損益計算書であります。

売上高科目のうち、純売上高は3億1,981万4,094円で、前期との対比では10.4%の増であり、これに指定管理費収入を加えた売上高は3億4,606万6,185円となり、前期との対比では10.0%の増となっております。

売上原価は1億8,263万6,871円で、前期との対比で15.8%の増であり、売上総利益については1億6,342万9,314円、前期との対比で4.1%の増となっております。一方、経費であります。販売費及び一般管理費は1億6,454万6,330円で、前期との対比では8.3%の増となっており、次の9ページにその内訳を示しておりますのでご参照ください。この結果、111万7,016円の営業損失となっております。これに営業外収益の695万6,985円を加え、また営業外費用の7,389円を引いた経常利益は583万2,580円となり、この結果、法人税などを差し引いた当期の純利益は499万8,880円となっております。

この利益の処理につきましては、13ページでお示ししておりますが、前期からの繰越損失193万6,735円に充当した残り306万2,145円の全額が次期繰越利益として処理されております。

今期につきましては、臨時的営業外収入があったことから最終利益が出ましたが、市場価格の上昇からカキなどの仕入れ価格の上昇などもあり、依然として厳しい収支運営が続くとの見込みから、株主配当などをせず次期繰越利益として処理されたものであります。

戻りまして、10ページは、株主資本等変動計算書であります。

当期純利益の499万8,880円の経常により、純資産の部合計の当期末残高は6,806万2,145円となっております。

11ページは、個別注記表であります。内容は記載のとおりでありますので、説明は省略させていただきます。

12ページは、監査報告書であります。

次に、14ページですが、部門別収支決算書であります。

一番下の行には、それぞれ部門ごとの経常利益の額が記載されており、これを前期との対比を口頭で申し上げますと、総務部門ではマイナス数値が1.7%増加をしておりますが、レストラン部門では前期との対比で54.5%の増、魚介市場部門では31.4%の増、喫茶部門で28.5%の増、展示販売部門で7.3%の減となっております。

15ページからは、平成27年度第23期の営業活動計画についてであります。

16ページをごらんいただきたいと思います。

平成27年度営業活動計画であります。営業の概要について読み上げます。

平成27年度は、道東自動車道の延伸により交流人口の増加が見込まれ、道東地域においては観光の追い風を感じることが出来ます。また、昨年就航したJAL釧路中部線の臨時便を初め、ANA釧路羽田線の大型機材の延長運航、さらにはフジドリームエアラインズの関西中標津線のチャーター便運航など、地域における観光産業はますます旅行需要の拡大が期待されるところであります。

当施設としては、地域連携の強化をもとに地域に存在する観光資源の発掘と活性化に取り組み、新たな事業としてインターネット販売の強化と外国人観光客誘致を核とし、さらなる地域の魅力の発信に努めます。

また、昨年度より取り組んでいるアウトドアガイドの育成事業は引き続き行い、体験型観光の充実促進を目指します。その上で、当期の計画では15項目にわたる実施事項を掲げて取り組む方針を期待しております。

まず1として社員の意識改革、2として町民利用の拡大、3としてインターネット販売の強化、4としてアウトドアガイドの育成、5として1階総合展示販売コーナーのリニューアル、6として旅行業者への宣伝活動の戦略化、7として観光誘致宣伝事業、8として修学旅行誘致の強化、9として施設管理と機器の更新、10として総合観光案内の充実、11として道の駅連携と物産交流プロジェクト、12として催事物販販売プロジェクト、13として地域グルメ事業の推進、14としてキャラクター効果の促進、最後に15として防災拠点としての危機管理の強化という内容になっております。

その他については、それぞれ記載のとおりでございますので説明を割愛させていただきます。

次に、20ページは、平成27年度第23期の部門別収支計画書であります。

当期については、これまでの実績を踏まえ、各部門ごとの計画の積み上げを行い、全体の純売上高で前期実績の1.5%増となる3億2,450万円を見込み、売上原価で1億8,245万5,000円、売上利益では1億7,133万783円、前期実績との対比では4.8%の増と見込んでおります。一方、経費合計では、前期実績の3.5%の増となる1億7,037万8,500円を見込み計上しております。これにより、営業利益は95万2,283円となり、営業外収入では300万円を見込んでおります。この結果、当期の経常利益を395万2,283円と見込んだ計画となっております。

以上で、経営状況説明書の内容説明ですが、このほかお手元には補足資料として、株式会社厚岸味覚ターミナル開設後の各年度の収支決算状況の推移と、平成26年度第22期の部門別収支決算を計画額と比較した表をお配りしておりますので、参考としていただきたいと思っております。

以上で、株式会社厚岸味覚ターミナルの経営状況の説明とさせていただきます。

●議長（佐藤議員） これより、質疑を行います。

8番、南谷議員。

●南谷議員 まず14ページ、部門別収支決算書の関係でお尋ねをさせていただきます。

喫茶部門についてお伺いをさせていただきたいと思っております。喫茶部門を見ますと、売上高が1,393万3,283円ですか。売上利益765万752円、そして経常利益、経費が431万2,731円、結果、333万8,522円という数字に至っているのですけれども、喫茶部門なのですけれども、単純に売り上げが1,393万8,000円あったと、これ12カ月で割り返すと116万1,000円になるのです。25日で割り返すと、1日あたり4万6,000円と、単純計算です、こういう試算になるのですけれども、私が正直言ってコンキリエにそんなにたびたび行っているわけがございませんけれども、行くたびにカーテンは閉まったままなのです、この喫茶店、そんなに稼働しているのかなと非常に疑念に思うわけがございます。

実際、1,300万円売り上げありましたよと、そうすると総務の経費から比較して売り上げ、経常利益が300万ここで計上されているのですけれども、そんなに稼働率がいいのか

など、あそこであれだけ入り口が閉まって封鎖されている時間が長いのに、どうしてこういう数字になるのかなというのは非常に疑念に思うのですが、まずこの点についてお考えをお伺いさせていただきますし、20ページでございます。20ページなのですけれども、実績をもとにおおむね増額の計上でございます。経費比率、それから売り上げもそれぞれパーセントで示しをしていただいたのですけれども、非常にコンキリエの果たす役割、影響、厚岸町に及ぼす影響、スタッフ一同本当に頑張っている営業されていると、そのことは私も重々理解をしておりますし、昨年度の入館者数もただいまの説明のとおり非常に大きく伸びたということで、改めて敬意を表しているのですけれども、この入館状況についてもう少し喫茶店部門のあり方という部分、あれだけ閉まっている間があるのであれば、貸店舗も含めて今後の展開というものはやはり考えていかなければならないのではないかと私は考えますがいかがでしょうか。

●議長（佐藤議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（小島課長） まず喫茶部門の売り上げが伸びたことということでご質問でございますけれども、この喫茶部門は1階の展示販売の手前にありますちょっと小さな売り場があります。そこで買っていただいたものを、そのフロアがあるので目の前に、大きな、そこで食べていただく環境を整えました。それによって落ち着いた環境で食べられるような状況ができたものですから、そこで売り上げが伸びたという理由でございます。

そういうことでございますので、これは非常に評判がよろしいという状況です。いわゆるレストランに入って長時間とか、炙り屋で入って長時間というのではなくて、ちょっと立ち寄って食べられる環境ができたということでございます。その結果、売り上げが伸びたということでございます。

次のご質問は、2階ですね、喫茶だと思えます。このことについても、実は次の展開としてはご質問者おっしゃられるように有効な活用というのは必要であろうということは経営している会社としては考えているということでございます。このあたりは何とか有効な活用に結びつけていきたいというふうに考えているというふうに伺っております。

以上でございます。

●議長（佐藤議員） 8番、南谷議員。

●南谷議員 すみません、頭ごちゃごちゃになっていました。そうすると、2階のあそこ閉まっている部分の数字というのはどこでどう処理した。僕は喫茶店の部分というふうに理解をしていたものですから、計上の仕方、今までずっとそう思っていたものですから、完全にそうしたら分かれていますよね、それであれば理解できるのですけれども、そうなれば一層の思いという思いをさせていただいたのですが、今後、検討といってももう何年もあるわけですよ、今のままではやはり一番見晴らしのいいところであって、有効利用というのはやはり真剣に考えていかなければならないところではないかと

と思いますが、改めてここについてお伺いをさせていただきます。

それから、平成26年度の決算の数字、そして27年度の部門別収支決算書をお示しをいただいたわけですが、ただいま報告がありましたように306万2,145円の利益ということに至ったと、大変ありがたいなと思うのですけれども、しかしながら一番下を見るとわかると思うのですけれども、指定管理者と収入2,625万2,901円ですか、この決算書では。これだけの町からの繰り入れ指定管理費等収入となっているわけですが、計画のほうでは2,928万5,783円の部門別収支の繰り入れがなされております。

そうすると若干ですけれどもふえています。等となっているのですけれども、この内訳についてお伺いさせていただきますし、さらには平成26年度の決算を終えてコンキリエ、運営状況、厚岸町としてはどのように分析をされて、平成27年度の計画にどのように反映をされているのか、されていると捉えておられるのか、この3点についてお尋ねをさせていただきます。

●議長（佐藤議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（小島課長） まず、2階の階段を上がって左側のスペースのことだと思いますけれども、あそこの利用につきましてはレストランがいっぱいになったときにあそこで開けて食事を食べていただくとか、それから予約があればあそこに団体の方々、グループの方々に入っていたりします。

それから、夜もかなり利用があると思いますけれども、あそこで小宴会等に利用していただいております、その売り上げというのはレストランのほうに包含されているというところがございます。

指定管理費の実績よりも計画のほうにふえているという状況でございますけれども、これにつきましては管理費の負担の中で光熱水費ですね、この部分がふえてございます。町の予算においても各施設の管理しているところは燃油の高騰、それから電気料も値上がりしております。そういったことが主な要因として指定管理のほうの部門も委託料として積み上がっているというようになってございます。

3番目のこの26年の実績を踏まえて、今期はどういうような計画を立てたのかということでございます。昨今の観光の盛り上がりということも厚岸町においても入館者の状況等を見ると反映されつつあると、それと特に厚岸のカキに対する需用というのですか、そういったものはかなり高うございます。

一方、これは実績のほうでもあらわれているのですが、カキを初めとした生鮮品、これが単価がアップになってございます。26年度、いわゆる市場の取り扱いの単価もアップされているようですが、それが反映されて、会社のほうの仕入れの単価もアップになっています。こういう傾向は、今年度に入っても続いております。

そういったことで、入館者はふえて売り上げも伸びることが見込まれる、ただし利用されればされるほど経費の上達というのにも出ますので、そこが経費として積み上げていくので、決して売り上げが伸びたからといって比例して、利益が潤沢に伸びるかということでもないということでございます。

それは仕入れが高くなったから安易に売り値のほうをアップするということでは、逆

にお客さんに対して不信感を招くというのですか、いつ行っても大体このぐらいの値段というふうに思われて来館していただいているわけですから、そういったことにならないように経営する会社としても、そのことについては意を配しながら計画を立てて、そして今もそういった状況の中で運営をされているという状況でございます。

●議長（佐藤議員） 8番、南谷議員。

●南谷議員 まず、14ページのほうの水道光熱費、この全体の数字1,988万8,000円です。それから水道光熱費、計画書では2,135万、140万円ふえています。全体ですよ、施設の。ところが、繰り入れのほうでは、私が聞いているのは300万円の誤差があるのです、水道光熱費で全体よりふえるということはないでしょう、もうちょっと丁寧に説明してください。

一般管理費で繰り入れしているわけだから、その他となっています。等となっているわけだから、きちんと誠実に答弁してください。ほかの部門、役場の施設では水道光熱費下がっていますよ、コンキリエだけ上がっているのです、平成27年度の会計、大体のところは下がる場所もあるけれども、300万円だけ上がるのですか、コンキリエだけ、いかがですか。

それと、2階の部分についてはどうしていくのかということを知っているもので、再度お尋ねをいたしますし、今まで気づかなかったのですけれども、レストランのほうに包含されているよということであれば、やはりこの辺もきちんと2階の部分についてはこのぐらいの経費がかかりますよというものはやはり議員にも、今まであったのですけれども、きちんと知らしめていただかなければ理解できないと思うのです。

そういうこともきちんとやはり説明するときにはしていただきたいと思います。いかがですか。

●議長（佐藤議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（小島課長） 2階のスペースにつきましては、これまでもいろいろな利用を検討されてきているところであります。催事のときにそこでいろいろな臨時的に開いて、例えばカキえもんの生食の提供だとか、そういったこともやったりいろいろなことをやってきております。

そういった中で今後についても有効な活用を図っていきたいということで、ご質問者は具体的な内容を聞きたいのだと思いますけれども、そこは会社としてもこれから考えていくという状況でございます。

それと、指定管理の部分の差異の部分、26年度と27年度の差でございますが、ご質問者おっしゃられるように確かに300万円のうち半分ぐらいが光熱水費という部分が上回っているということでございます。その中以外に、細かく言うといろいろございます。光熱水費と、それからもう一つ理由としてあるのは閑散期支援の部分でございます。これにつきましては、経費として出る部分がありますので、これの指定管理の委託料を除いた部分の4分の1相当が閑散期支援という計算になってございます。その部分も経費と

して積み上がっているものですから、その部分がベースとなって算定上、ふえている部分も入ってございます。それもあわせて300万近くの増になっているということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

- 議長（佐藤議員） 他にございませんか。
3番、堀議員。

- 堀議員 私の方では利益処分の計画について、先ほど説明ではまだ流動的な情勢の中で町民還元等はまだしないで、次期繰越の利益金として出すのだという説明だったのですが、それでは一体幾らまで繰越利益、剰余金をためこんでいくのかということにもなると思うのです。

例えば、平成27年の部門収支計画では395万2,000円の利益金が経常利益が出るといった中では、では繰越利益を足したら約700万になるのかな、繰越利益が入っていないと思うので、それら言っているのですけれども、もし入っていたら違うのかなと思うのですけれども、ただ合わせれば700万円とか、では毎年毎年300万ぐらいずつの利益金が出でいたとき、いつの段階で町民である株主等への還元というのがされるのか。

例えば単年度の経費、例えば27年度であれば1億7,000万、これを例えば10%までため込むのか、5%までため込むのか、3%までため込むのか、やはりそこら辺は明確にしておかなければならないというふうに思うのです。そうしなければ、やはり当然、営業の中では2年後、3年後に大きなものを買うといったものの中では、そういった資質というものも当然考えられるわけですから、そういったものに対しての特別損失も計算してのものをやってもいいのかもしれませんが、少なくともコンキリエに関して言うと施設や重要な備品関係というものは、町のほうを整備するということにもなっているわけですから、やはりそういったものを考えたときにはやはり利益分配の方法というものがしっかりとしておかなければならない、そのように思うのですがいかがでしょうか。

それと、18ページ、営業活動計画の中の18ページの中に施設管理と機器の更新ということで9番なのですけれども、機器等の計画的な更新に取り組むというふうになっているのですが、これはあくまでも味覚ターミナルコンキリエの会社のほうでの機器の更新であるのか、それとも厚岸町が負担すべき機器の更新もこの中には含まれているのか、あるとしたらどのような金額のものが出てくるのかを示していただきたい。

それと、冒頭、総括事項の中では毎年実施されている2015年の旅行雑誌北海道じゃらんによる道の駅満足度調査グルメ部門では5年連続の1位に輝くというふうになっているのですけれども、グルメ部門では確かに1位でした。でも、ほかの部門では決して高くない位置といった中では総合の1位というものが今回、弟子屈の摩周がなったというふうに思うのですけれども、では今年もグルメ部門だけの1位を目指していくのか、それとももっと休憩や情報発信やいろいろな部門があったと思うのですけれども、そういうようなものもしっかりとケアしていくのか、そこら辺を総括の中で1位のものだけ言って、ほかの部門をどう対処していくのかというものが事業計画の中には見えてこないのです。そこら辺はどうなっているのか教えていただきたい、以上です。

●議長（佐藤議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（小島課長） この会社で出た利益の処分については幾つかの方法があるということは1年前の当報告の中でもご議論があったところでございます。

今期につきましてはご報告申し上げたとおりでございまして、そこでこれからどうするかということだと思います。3億を超える売り上げでございましてから1%、理想とすると300万、それが10%だとすれば3,000万円を超えるという状況ではございますが、単年度限りの収支だけで議論できないのはご質問者もご存じのとおりだと思います。いわゆる、この会社に譲渡した物件については更新時期を迎えつつあります。これについては会社のほうで、その更新費用は捻出するという事になってございましてから、それをどのようにしていくのかということがあると思います。

それと観光についてはよいときもあれば悪いときもあるということで、これからの状況も見きわめる必要もあるということで、非常に1期だけでもって判断するのは難しいというふうにも会社のほうから聞いております。

会社としても今期、どのような状況でいくのかという見込みを持ちながら、この利益の処分をどうするかということを経営取締役会を中心とした中で議論をしていくというふうにご報告いただいております。今期を踏まえて次期以降もどうなるかということも踏まえた中で議論だということにご報告いただいております。

それから、計画にある施設管理と機器の更新ということでございます。これにつきましては、まだ協定の中ではどれを更新するかということについては事前に町のほうに打ち合わせをしてほしいということになっておりますが、まだ具体的には来ておりません。ただ、状況の中では設備というのは建物よりも早く老朽が進みますので、そういった総体の中で館の運営に支障のないように適宜更新していくということとあわせて計画的なものが持てるのであれば、それは当然、持ったほうが良いと私も思いますので、そのあたりは打ち合わせをしながら対応してまいりたいというふうにご報告いたします。

それから、北海道じゃらんの道の駅ランキングでございますが、このコンキリエという施設は食を最大限にアピールしようと、厚岸は1次産業の町であります。特に魚介類については他に誇れるものを持っているということで、これも最大限にアピールして誘客につなげようと、町内への観光客の誘導、そういうものにもつなげようということでご報告いたします。

これは結果として任意の調査、いわゆる事前に知らせないで密かに入って利用した人が採点するわけですから、本当にリアルな採点だと思います。それで5年連続も第1位に輝いたというのは本当に特質すべきことだと思います。それを置いてご質問者は総合的な評価はどうなのだというご報告でございますけれども、これも実はアップしてございます。私ちょっと手元に申しわけございません、持ってきてございませんけれども、総合点もでもアップしてございます。今まで課題になっていたのは、あそこの衛生面です、トイレの環境が他のところより劣っているということでご報告して、実はこれは町が対応しなければならないということで、きちんとした洋式の座るきれいな環境をつくるということで、これはもう整備が終わりました。これによって、そこの部門の点数も上がりました。

それから、大事なのはおもてなしの心を、やはり来ていただいた方々に提供するということだと思います。食べていただくだけでなく、本当に厚岸に来てこういう接待を受けたということを感じていただくということが、またリピーターになっていただく要素としてもあるのだというふうに思います。

その部分も社員教育の中で、そこを大事にしようというふうに取り組んでいるというふうに伺っていますので、それも部門としてはアップしているというふうに私は記憶しているところでございます。いきなり1番というのも、今、非常に入館者がふえている中で社員の皆さんは非常に検討されているなというふうに思いますし、そこはそういった状況を忙しいからそこはおろそかにしないようにというふうにも頑張っているというふうに聞いていますから、そこは今、お願いしている会社のほうに、その町としては後押ししながらこういった状況、気づいたことを教えてあげるだとか、そういった中でもっと評価を高めていただくということを目指していきたいというふうに思います。

●議長（佐藤議員） 3番、堀議員。

●堀議員 利益処分に関しては今後、取締役会などで検討していくということなので、ぜひしていつてもらいたいですし、そしてやはりある程度の基準というものはしっかり示していただきたいというふうに思います。町民に対してもどのくらいまでの利益剰余金となったときの町民への還元というものをやっていくというものは、やはり少なくとも半分以上の株主が町民なわけですから、そこにはしっかりとして情報を出せるように取締役会での話しを、今、そちらのほうにも取締役は2人とか3人いるのかな、理事者側にも3人ぐらいいるはずなので、やはりそういった中では利益処分といったものはきちんとしていかなければならないということ踏まえた中で、取締役会での検討をぜひお願いをいたします。

そうすると、あと機器等のメンテナンス、計画的な更新ですね、これはやはり一つきちんとした3カ年というわけでもないでしょうけれども、会社側としての機器更新の予定表みたいなものをきちんと出す必要があるのではないかなというふうに思うのです。

町側のほうは3カ年計画とか何とかでも分かるのでしょうけれども、コンキリエ側の町に寄らないような機器の更新等というものがどのくらい今後かかっていくのかというものもしっかりと示していただかなければならないのではないのかなと、これからだとなおさら施設を建ててから相当年がたっているわけですから、やはり利益の使い道も含めた中で検討していく上でもやはりそこら辺のものは計画性がなければならぬのではないのかなと思いますので、やはり建てていく必要があると思うので、ぜひ検討していただきたい

あとのじゃらんについては、1位の部門を守るというのも大変なプレッシャーです、そういった中では食の部門については守ってもらいたいですし、それよりも下がった部分、覆面調査でも及ばなかった部分というものがしっかりと見えるわけですから、そこをどうしていくのかというものを改善点も逆にいうと見つけやすいところでもあるのかなとは思っているので、今後の施設管理、営業の中でも十分に活用ができるような方策を考えていつていただきたいというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

●議長（佐藤議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（小島課長） 利益の処分につきましては、今後の取締役会の議論の中でどうしていくかということを経論されるということでございます。

その中には、町側の取締役というのも当然入ってございますから、その中でご議論の中で入らせていただきながら、今後どうするかということをお考えていきたいというふうに思っています。

それから、機器の更新につきましてはご質問者おっしゃられるとおりに思っています。ある程度の計画性を持った中で進めていくべきものと思います。どの程度、計画性を持ってできるかというのは、その機器ごとに耐用年数があります。その製造した会社が示す耐用年数よりも、通常であれば使うことは可能であります。これは、町の施設を見ても明らかでございます。ですから、まだ使えるものを更新するというにはなりませんので、そのあたりの見きわめは難しいと思っておりますけれども、大体、耐用年数を見ながら今まで何年使っていると、ではこれはどうなのだというのを会社のほうでも考えることになると思っていますので、そのあたりの情報は共有化を図ってまいりたいというふうに思っています。

それから、道の駅ランキングでございますけれども、これは経営する会社としても、それとそこに働いている方々が一番そこに心を寄せていることでもあります。そういった結果を踏まえながら、毎年、改善しながら今日があるというふうに伺っておりますので、今後とも魅力ある施設の運営に対応してまいりたいと伺っておりますので、そのあたりは町としても同じ気持ちをもってそういったことを当たりたいたいと思っております。

これは、ある意味では春の桜牡蠣祭りだとか、秋の牡蠣祭りなど、施設以外で来る方に対しても同じような気持ちで接するというのも大事でございますし、コンキリエのノウハウを我々もいただきながら、我々も気づいたことはコンキリエにお伝えするといった中で向上を図ってまいりたいと思っております。

●議長（佐藤議員） 他にございませんか。

（な し）

●議長（佐藤議員） なければ、以上で質疑終わります。

これをもって、報告済みといたします。

休憩時間、10分ちょっと早いのですが、休憩中に議会運営委員会を開催いたしますので、ここで休憩とさせていただきます。

午後2時50分休憩

午後3時30分再開

●議長（佐藤議員） 再開いたします。

●議長（佐藤議員） 日程第12、議案第42号 平成27年度厚岸町一般会計補正予算、議案第43号 平成27年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算、以上、2件を一括議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

税財政課長。

●税財政課長（星川課長） ただいま上程いただきました、議案第42号 平成27年度厚岸町一般会計補正予算及び議案第43号 平成27年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算の提案理由をご説明申し上げます。

議案書の1ページであります。

平成27年度厚岸町一般会計補正予算（1回目）。

平成27年度厚岸町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2億4,437万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ78億1,068万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページから3ページまで。

第1表、歳入歳出予算補正であります。

歳入では6款6項、歳出では7款8項にわたってそれぞれ2億4,437万2,000円の減額補正であります。

事項別により、ご説明いたします。8ページをお開きください。

歳入であります。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務管理費補助金、番号制度システム整備補助金1,073万6,000円の増。

歳出計上の番号制度に対応したシステム整備費に対する補助金の増額計上であります。

2目民生費国庫補助金、3節防衛施設周辺整備事業補助金、特定防衛施設周辺整備調整交付金（老人福祉）1,400万円の増、歳出計上の特別養護老人ホーム心和園トイレ整備事業の充当財源の計上であります。詳しくは、歳出でご説明いたします。

3目衛生費国庫補助金、1節保健衛生費補助金、疾病予防対策事業費等補助金10万8,000円、新規計上、大腸がん、乳がん、子宮がんの検診事業に対する補助金であります。

6目土木費国庫補助金、1節道路橋梁費補助金、社会資本整備総合交付金（道路新設改良）1億7,842万4,000円の減、道路事業部に対する配分額内示による減額補正であります。

なお、この交付金については、北海道より今後における追加配分の予定はないとの報告を受けたところであり、本定例会において補正予算計上したところでございます。

7目消防費国庫補助金、1節防衛施設周辺整備事業補助金、特定防衛施設周辺整備調整交付金（消防施設）1,510万円の減、歳出計上の消防自動車整備事業に対する充当財源としての減額補正であります。減額の内容につきましては歳出でご説明申し上げます。

18款1項寄附金、1目1節一般寄附金、103万9,000円、新規計上、内訳では中標津町高部電気株式会社様100万円、ほか匿名希望で2名の方々から計4万円で、当初予算として1,000円計上済みでございますので、寄附金総額は104万円となります。

19款繰入金、1項基金繰入金、4目1節まちおこし基金繰入金、336万6,000円の増、歳出計上のまちおこし補助金の財源計上であります。

6目1節環境保全基金繰入金500万円の増、歳出計上のごみ償却処理場集じん機整備事業の財源計上であります。

20款1項1目繰越金、1節前年度繰越金、1,570万円の増、補正財源調整のための計上であります。

21款諸収入、6項3目3節雑入、110万3,000円の増、自動車損害共済金(社会福祉総務)85万7,000円、歳出計上の損害賠償に対する保険金収入であります。

過年度自動車損害共済金24万6,000円につきましては、前年度において支出した町有車輛の修理費に対する保険金収入であります。

22款1款町債、6目土木債、2節道路橋梁債、1億190万円の減、それぞれ説明欄記載の充当事業について、さきにご説明しました社会資本整備総合交付金の減額交付内示を受けて事業費が縮小になったことによる充当事業債の減額であります。

以上で、歳入の説明を終わります。

10ページをお開きください。

歳出であります。

2款総務費、1項総務管理費、4目情報化推進費、1,460万3,000円の増、番号制度に対応するための総合行政情報システム整備事業費の増額計上であります。

10目企画費、336万6,000円の増、まちおこし補助金で2事業に対する補助金計上であります。

一つ目は、姉妹都市中学生等国際交流事業実行委員会より、当町の姉妹都市であるオーストラリアクラレンス市への訪問交流事業としての事業要望がありました。訪問団は、町内の中学生8名、高校生2名、引率者3名の計13名で、事前事後研修やホームステイ、現地視察、帰町後は報告会を開催する予定で、総事業費547万円に対し、まちおこし補助金の交付要望額は247万円です。

二つ目は、特定非営利法人厚岸ネットこれからの町を語る会より、厚岸町の基幹産業である酪農について、歴史と文化をもとに学び、これからの厚岸町のさらなる発展に寄与することを目的とするもので、事業内容は厚岸酪農認定試験を開催するための問題集の作成となっております。

総事業費は180万8,000円に対し、まちおこし補助金の交付要望額は90万円です。当初計上の4,000円と合わせて、計337万円を補助する補正計上であります。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、損害賠償85万7,000円、新規計上、自動車事故に対する損害賠償金の計上であります。なお、内容につきましては、議案第44号損害賠償の額を定める議案でご説明いたします。

4目老人福祉費、特別養護老人ホーム心和園トイレ整備事業、1,561万4,000円、新規計上。事業内容につきましては、心和園多床室側のトイレにおいて、車椅子からトイレ便座への移動がスムーズに行えるようトイレを改修する内容となっております。

また、この事業の財源につきましては、特定防衛施設周辺整備調整交付金を充当しようとするもので、後ほど消防費でご説明いたしますが、消防自動車整備事業に充当する当該交付金について事業費にあわせ減額補正となることから、この減額する交付金をこの事業へ振りかえて実施しようとするものであります。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目健康づくり費、28万4,000円の増、がん予防保健、この内容につきましては、議案第49号厚岸町がん予防保健事業条例の一部を改正する条例に基づく所用の補正であります。事業内容につきましては、議案第49号の提案説明において詳細を説明いたしますので、省略させていただきます。

12ページ、2項環境政策費、4目ごみ処理費、ごみ焼却処理場集じん機整備事業、540万円、新規計上。ごみ焼却処理場から排出される煤煙のうち、煤じん濃度は大気汚染防止法により基準値が定められております。現時点においては、この基準値以下で推移しておりますが、平成27年3月の測定において、その測定結果の上昇が確認され、万が一この基準値を上回った場合には施設運転を停止せざるを得ない状況となることから、これを回避すべく集じん能力を向上させるための施設整備を改修しようとするものであります。

5款農林水産業費、1項農業費、7目農業施設費、600万円の増、太田活性化施設備品等整備事業新規計上、本年4月に開所した太田活性化施設らくとぴあについて、地域からの要望をもとに看板の設置や物置、その他施設用備品等を整備しようとするもので、整備内容と詳細は別途お手元に配付の資料をご参照ください。

また、この事業の財源であります。昨年度末、釧路太田農業協同組合様から当該施設への備品購入費などとして600万円の寄付を受けたところであります。寄付採納が年度末であったこと、また、地域からの備品等の整備要望が整っていなかったことから、今年度の補正予算計上となったところであります。

6款1項商工費、4目観光振興費、30万3,000円の増、観光振興費30万3,000円の増、観光振興一般、ウエルカム道東道!!オールくしろ魅力発信キャンペーン市町村実行委員会に対する負担金計上であります。この実行委員会は、道東自動車道の釧路延伸を契機として、釧路総合振興局管内の自治体が連携し、釧路地域の魅力を発信することにより交流人口を拡大し、地域活性化を図るとして各種事業を展開するため組織された実行委員会となっております。

7款土木費、2項道路橋梁費、2目道路新設改良費、2億7,449万8,000円の減、社会資本整備総合交付金を財源として事業実施する床潭末広間道路及び湾月町通の2事業について歳入でもご説明いたしましたが、当該交付金の道路事業分について当初見込みを下回る配分額内示となったことにより、2事業をそれぞれ減額する補正内容となっております。

また、次ページ、事業費支弁人件費572万4,000円の増につきましては、床潭末広間道路整備事業において、予算計上していた事業費支弁人件費を振りかえ計上するもので、職員人件費に増減はございません。

8款1項消防費、2目災害対策費39万円の増、津波避難路整備事業新規計上でございます。高潮、津波時の緊急避難場所となる真竜墓地について、避難場所への避難階段は既に整備済みであります。国道44号線沿い真竜墓地の避難場所道路である国有地を所

管する釧路財務事務所からの購入要請による土地購入予算の計上と、国道から直接、この避難道路へ乗り入れるため、歩道と車道の境界縁石を切り下げる事業費の計上であります。

3目消防施設費、1,669万1,000円の減、消防自動車整備事業の減額でありまして、当初計画では水槽付消防ポンプ自動車積載水2トンの車輛更新を計画しておりましたが、厚岸消防署において積載水700リットルの車輛へと変更したことによる減額補正となったところでございます。

以上で、歳出の説明とさせていただきます。1ページへお戻り願います。

第2条、地方債の補正であります。地方債の変更は「第2表 地方債補正」による。4ページをお開きください。

第2条、地方債補正変更であります。辺地対策事業8,920万円の減、過疎対策事業1,270万円の減、起債の方法、利率、償還の方法については変更はありません。

5ページをごらんください。地方債に関する補正、調書補正であります。表の下段、合計欄、平成26年度末現在高104億4,429万5,000円、平成27年度中、起債見込み額4億2,080万円、平成27年度中、元金償還見込み額9億214万7,000円、補正後の平成27年度末、現在高見込み額は99億6,294万8,000円となるものであります。

以上で、議案第42号の説明を終わります。

次に、議案第43号であります。議案書の1ページであります。

平成27年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算(1回目)。

平成27年度厚岸町の国民健康保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ262万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億9,111万7,000円とする。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正であります。歳入では1款1項、歳出では1款1項にわたってそれぞれ262万6,000円の増額補正であります。

事項別によりご説明いたします。4ページをお開き願います。

歳入であります。

4款国庫支出金、2項国庫補助金、1目1節財政調整交付金、262万6,000円の増。歳出計上の特定健康診査等に係る交付金の増額計上であります。

以上で、歳入の説明を終わります。

6ページをお開き願います。

歳出であります。

8款保健事業費、1項1目特定健康診査等事業費、262万6,000円の増、特定健康診査等40歳以上75歳未満の被保険者に義務づけられている特定健康診査について、委託により未受診者への受診奨励を行うための補正計上であります。

なお、この事業の実施に当たっては、国からの100%補助をもって事業を行うこととなりますが、国からの補助事業通知が5月に入ってから通知であったため、この議会で

の補正計上となったところであります。

以上をもちまして、議案第42号平成27年度厚岸町一般会計補正予算及び議案第43号平成27年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算の提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

- 議長（佐藤議員） 本2件の審査方法について、お諮りをいたします。

本2件の審査につきましては、議長を除く12人の委員をもって構成する平成27年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、本2件の審査につきましては、議長を除く12人の委員をもって構成する平成27年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査することに決定いたしました。

- 議長（佐藤議員） 本会議を休憩いたします。

午後3時46分休憩

午後3時50分再開

- 議長（佐藤議員） 本会議を再開いたします。

- 議長（佐藤議員） 日程第13、これより一般質問を行います。

質問は、通告順によって行っていただきます。

なお、厚岸町議会会議規則第61条第5項の規定により、一般質問の時間は答弁含め60分以内となっております。5分前にはベルを鳴らし合図をさせていただきます。

初めに、6番、室崎議員の一般質問を行います。

6番、室崎議員。

- 室崎議員 さきに提出いたしました一般質問通告書により、一般質問を行います。

まず質問の1は核のゴミについてであります。

政府は、原発から出る核のゴミ、高レベル放射性廃棄物の最終処分の基本方針を改定し、最終処分場については自治体の応募を持つ公募方式から、科学的有望地を国が提示して自治体に協力を申し入れる方式に変えるということを発表いたしました。

厚岸町において、この問題に対する姿勢に変化はないかどうか確認をいたします。

また、今後、町はこの問題に対してどのようなことを行うのか、それについてお聞きいたします。これが1問目です。

2番目は、空家対策であります。

空家対策の推進に関する特別措置法というのが施行されました。我が町において空家、特に特定空家と言われるのは町内に何件ほど存在するのか、つかんでいらっしゃるか。

次に、対策の急がれるもの、あるいは住民により対策要望の出ているものはその中にあるかどうか。

3番目として特措法の制定を受けて町が行う施策、それは何なのか。

最後に、町民への周知をどのように図っていくか、この点についてお聞かせをいただきたい。

以上が1回目の質問であります。どうかよろしくお願いいたします。

●議長（佐藤議員） 町長。

●町長（若狹町長） 6番、室崎議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の核のゴミについてのうち、政府は原発から出る核のゴミ、高レベル放射性廃棄物の最終処分の基本方針を改定し、最終処分場については自治体の応募を待つ公募方式から、科学的有望地を国が提示して、自治体に協力を申し入れる方式に変えたのうち、初めに、厚岸町においてこの問題に対する姿勢に変更はないかについてであります。5月22日、特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針の改定案が閣議決定されました。この基本方針では、経済産業省の資料によるとご質問にあるとおり、国が全面に立った取り組みの一つとして、国が科学的により適正が高いと考えられる地域、いわゆる科学的有望地を提示するとともに、議会活動の状況等を踏まえ、調査等への理解と協力について関係地方自治体に申し入れを行うこと、また事業に貢献する地域に対する支援の一つとして地域の持続的発展に資する総合的支援措置を検討し講じていくことなどが新たにうたわれております。

しかし、このように基本方針が改定されようとも、平成24年の町議会第1回定例会において、室崎議員から今後、厚岸町を候補地として申し入れがあった場合、条件次第で受け入れることもあり得るのか、またいかなる条件であっても絶対に断るのかを問われた際に、もちろん受ける気持ちはないとお答えした私の考えに全くもって変更があるものではございません。

次に、今後、町はこの問題に対してどのようなことを行っていくかについてであります。これまで国から町に対して何らの要請等があったわけでもありませんので、現段階で町が何か行動を起こすといったことは考えておりません。まずは国の動向を注視してまいりたいと考えております。

続いて、2点目の空家対策についてのうち、初めに空家特定空家は町内に何件ほど存在するのかについてであります。町ではこのたび空家等対策の推進に関する特別措置法で定義づけられた使用がなされていないことが常態であるものとされる空家等と倒壊と著しく保安上危険となる恐れのある状況や衛生上、有害となる恐れがある状況等の特定空家等の調査はこれまでに実施してことはなく、平成21年と平成23年に十分な管理が長時間なされていないと思われる空家の調査を担当課が行っております。

確認作業は、市街地において行ったもので、全町を対象としたものではありませんが、確認できた建築物は住宅30件、工場3件、物置9件、倉庫17件、事務所1件で合計60件、その

うち建築基準法に基づく管理義務に基づく建築物などを適当な状態に維持するように努めていただく義務があることをお知らせをする文書を配した建物は37件でありました。

また、残り23件のうち不明は5件、経過観察しておりますのは18件あります。なお、その後、12件の解体を確認できておりますが、前回の確認から4年が経過していることや、国から示されたガイドラインとなる特定空家等に対する措置に関する適切な実施を図るために必要な指針で示されている空家等、特定空家等の判断の基準を参考とする今後の調査で、その実数はふえるものと推測しているところであります。

次に、対策の急がれるもの、住民より対策要望の出ているものはないかについてですが、対策の急がれるものは老朽建築物の対策で現在、把握できている分だけでも市街地で改善が見られない状況となっているものが少なくとも湖南地区の空家住宅5件、空家倉庫1件、湖北地区の空家住宅1件は、近隣住民の不安が強まる状況が増してきているほか、都市整備上においては若竹地区に残されている旧加工場の対策が急がれる対象となります。

その他住民より対策要望が出ているものは昨年確認された住宅密集地にある空家倉庫1棟の管理状況について、本人はできる範囲で維持補修に努めているようではありますが、危険と思われる状態が改善しておらず、居住者、所有者に適法な状況に維持するよう努めていただく義務があることをお知らせをする文書を配しているほか、ことしに入って壁がはがれそうだという空家の情報1件について観察したところ、緊急性はなかったものでありますが、現在はその建物の継続した観察を続けているものがございます。

次に、特措法の制定を受け町が行う施策は何かについてではありますが、この法律が平成27年2月27日から施行され、特定空家等に関する立ち入り調査、行政措置、罰則の規定は同年5月26日から施行されていることへの理解を求めするために、まずは空家等の適切な管理の啓発を行ってまいりたいと考えております。

町における今後の事務の進め方として、改めて空家等及び特定空家等の実態調査の実施が必要であり、町民からの相談体制の整備も必要であります。

また、総合的な空家対策を推進するため、地域住民などとともに空家等の対策を考える協議会設置や空家等対策計画策定の方向性、さらに空家等の適正管理及び有効活用に関し、町としての条例の必要性について検討してまいります。

次に、町民への周知をどのように図るかについてではありますが、地域に存在する空家等の実態とその問題点などにつきましては、そこに住んでいる人たちがよく把握しておられるものと考えております。

このことから、自治会に対する空家問題のアンケート調査に協力を求めるなどにより、このたびの法律の内容を地域自治会にお知らせをさせていただき準備をしているところであります。

なお、その調査結果は町民と共有することが空家等の適切な管理と有効活用の理解につながるものと考えておりますので、町の広報紙、ホームページを活用した周知を行ってまいります。

以上でございます。

●議長（佐藤議員） 6番、室崎議員。

●室崎議員 1問目については、まさに確認でございます。それで、こちらの予想したとおりの非常にしっかりしたご答弁をいただきましたので大変嬉しく思いますが、こういう問題で嬉しく思わなければならないような事態があるということ自体が問題ですけれども、それで何遍も同じ話を繰り返す必要はないと思うのですが、厚岸町のこういうことを知っている町民はやはりおびえています。

当初の2年ぐらい前でしたか、新聞に出たときに東電のたしか竹田とかという名前の方でしたが、東電の副社長だそうだが、それが十何年前に幌延にあの研究施設と称するものをつくる、その計画審議の最中にそこより厚岸のほうがいいのだという発言をしているということが当時の議事録がおもてに出ることによって分かった。

しかも、そのときの委員の中には、いやいや最終処分地場をつくるのだという地元は反発するには決まっているから、地元には研究施設と言っておけばいいと、それから国会なり国に聞かれたときには、もちろん最終処分場ですと言えばいいのだということを言っていることもそこで出ていた。これが発端です。

そのとき厚岸町に地質調査とか何とかで多少なりとも打診があったのかいえば何もない、そういう会議で、そういう偉い人がそこまで具体的なことを言うというのはデータを持っているということですよ。厚岸町が何も知らないところで十何年前にそういうことが行われていたということがわかった。

そうしたら今度、2年ほど前、去年かおとし、自民党のエネルギー部会で日大のたしか高橋とかという学者が自分の調査したところによると、ほかにも2カ所言っていたようですが、北海道道東沿岸が最適地であると、地元が何と言おうとお国のためにはそういうものをつくらなければだめなのだということを力説していたと、これがまた新聞記事で出ました。

それで、議会でもそのことが議論されまして、町長は今、この答弁にあるとおりのそんなものは絶対受け入れないということを2回にわたって表明なさった上で、そのときの議会でも議論になり、また議会としても最終処分場、ちょっと今、名前がすぐ出てこないけれども、そういう最終処分場などという核のゴミを厚岸町につくらせることは絶対にしませんよという宣言決議をした、これが今までの流れです。

今回、また国はどなたか受け入れてくれるところはありませんか、希望者は手を挙げてくださいというやり方やっていたけれども、もちろん誰も手を挙げないのでこっちから決めて入るぞという閣議決定したのが、この1カ月か2カ月前の話でございまして、改めて私は町の基本的な態度を確認したというのが今回の質問の流れです。

それで、そのようなものは全く受け入れる余地はないと、厚岸町は何代にもわたって本当に血のにじむような努力をして、厚岸町のカキというものが今、九州の果てまで厚岸と言っただけで、カキの美味しいところねと言われるブランドを得るに至りました。カキの町と言われていました。このカキの町を核の町にされてたまるかというのは、町民皆一致した考えであると、そのように思っております。

町長もまた、そのようなお考えの上に行政を執行してなさっていくということが改めて分かりましたので、そのように確認させていただきました。

その上で、1に提言させていただきます。この今、私の立っている向きから言うと左側です、町民広場。そこに、あれは正式には何というのかわからないのですが宣言塔と

いるのでしょうか、いろいろな町のこういう町にするという宣言を各面に書いた塔がございます。そこに、高レベル放射性廃棄物最終処分場はいらぬ宣言ということの看板がついております。私もお聞きして拝見させていただきました。非常に目立つ配色で書いていますよね。

ただ、その塔そのものを知らない町民が多すぎるのです。役場に入ってくる時に見えないのです。それでどうでしょう、もっと目立つ看板をお立てになったらいかがですか。例えば、望洋台のあたりに昔はようこそ厚岸へなんていう大きな看板がありました。ああいうような形でこれと同じような文言の大きいものをどんと一つ立てておけば、町民みんなも分かりますし、よそから入ってきた人も分かりますよね、そういうことをお考えになったらいかがでしょうか、これが1点です。

もう1点はホームページです。ホームページに載っているのだろうかと思って、このことも総務課の担当の方にお聞きしました。そしてホームページに載っていますよという話を聞いたのだけれども、これはなかなか引き出すのに大変だったのです。一番表のページには全然うかがい知ることができないのです。それで、行政情報というところを引いたら、幾つか出てくる下のほうにありました。そこをクリックしたら、今度はその記事で出てきて、その宣言塔の写真も出てきました。

ところが、そんな何段にも引かなくてもホームページにはサイトマップというのがありますよね、そこをぽんとクリックするというと全部の目次が出てくる、そこにはこれは出てこないのです。行政情報というのものもあるのだけれども、サイトマップから引いたら出てこないのです、何でそんなに奥の方にこっそり隠すような載せ方をするのですか、これをちょっと教えてください。いかがでしょうか。

●議長（佐藤議員） 総務課長。

●総務課長（會田総務課長） まず、2点目のホームページのほうからお答えをさせていただきます。

今、議員のほうからご提言いただきましたので、もう少し検索のしやすい形での、またその厚岸町がこの最終処分場はいらぬ宣言をしていることが一目がわかるような形に変更をさせていただきたいというふうに考えております。

それと、今、町民広場にある看板以外の看板ということでございませうけれども、この看板につきましても今、このような形で全国でこの最終処分場の説明会が行われておるようです。そんなこともありますので、またご心配をされている町民の方々もいるということで聞いておりますので、この看板設置したことの情報についてもホームページだけではなくて、広報紙等でまずは情報を町民の方々に周知をして、看板につきましてもまずはここに厚岸町としてその宣言をする看板を設置をさせていただきましたので、これを広く周知をすることでご理解をいただきたいというふうに思います。

●議長（佐藤議員） 6番、室崎議員。

●室崎議員 何編も同じことを言いますが、町民の中にはやはり不安を持っている人がい

ます、はっきり言って。町長、これだけはっきりした意志を表明しているのですから、それを町民に分かってもらって、みんなを安心させるようにしてください。

看板立てました、ホームページに載せましたというのが単なるアリバイづくりのように思われるのでは、これは本意ではないです。その点、よろしくお願ひしたい。それで次に行きます。

空家対策についてなのですが、今、お聞きすると町では、今、この特措法ができました、特定空家というような特別の概念もできました。それで、まず話を進める上で定義のほうからまいります、空家というものの定義、それから特定空家というのはその中の四つの条件のどれかに当たるものだと思うのですが、それをまずちょっと簡単に結構です、説明してください。

●議長（佐藤議員） 建設課長。

●建設課長（松見建設課長） この定義につきましては、法第2条第1項において、空家等の定義がされております。

建築物、またはこれに付属する工作物であって、居住その他の使用がなされていないことが状態であるもの及びその敷地を言うというふうになっております。ただし、国または地方公共団体が所有し、または管理しているものは除くというただし書きがされております。

同条第2項では、特定空家等の規定でございます。これは、そのまま放置すれば倒壊と著しく保安上、危険となる恐れのあるもの、それからまたは著しく衛生上、有害となる恐れがある状態、それから適切な管理が行われていないことにより、著しく景観を損なっている状態、最後にその他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態、このような状態にあるもので、第1項に規定する空家と、つまり使用がなされていないことが状態であるものということでの規定でございます。

●議長（佐藤議員） 6番、室崎議員。

●室崎議員 分かりました。

それで、そうすると空家というのは住宅に使われて、今、使われていないものだけではないですね。元工場というものを含まますね。

●議長（佐藤議員） 建設課長。

●建設課長（松見建設課長） 工場も建物となる構造でございますから、該当いたします。

●議長（佐藤議員） 6番、室崎議員。

●室崎議員 それで、1回目の答弁の中でも特定空家という概念は今できたものですから、その前の調査でもってこれが特定空家ですとは言えないのだけれども、恐らく特定空家と言われるであろう今の四つの条件のどれかに該当する、特に倒壊、もしくは上から落

下物があるという可能性のある、急がれる大きな建物が厚岸町にあるということは認識していますね。

●議長（佐藤議員） 建設課長。

●建設課長（松見建設課長） 国から示された参考となる基準に照らし合わせて町内にそのような物件があるというふうに感じております。

●議長（佐藤議員） 6番、室崎議員。

●室崎議員 それで私も今回、この答弁の中にもそういう建物がほぼ特定されるような形で出ているのですけれども、昨日もちょっと用事があってその近くまで行ったのですが、3階の屋根ぐらいのところから壁がはがれて落ちてきそうな状況になっています。しかも、その壁はスレート状の物でできている、あれはもしかするとアスベスト材かもしれないですよ。非常に急がれると思うのです。

お聞きするのですが、その建物は前にも議会でこのことをまな板の上に上げた議員さんがいらっしゃいます。危険である、衛生上問題がある、地域で何とかしてほしいと言っている、そういう話を聞いております。

また、課税上、ずっと固定資産税なんか不払いでないのかなと思われるような話も聞いたことがあります、そこらよく分かりませんが。そういうようなことでも何か議会なり委員会の問題になったこともあるのですが、権利関係が大変複雑で手のつけようがないというような話も聞いておりました。現にそういう建物があるのです。

これはですね、今、今回、特措法ができたときに、その費用は最終的には自治体が持たなければならないとか、いろいろな話があるのですが、そういうことを言ってられない、大きな事故が起きたら大変だというような状況、差し迫った状況になっている物件でないかと、そのように思うのですが、そのような認識を持っていらっしゃいますか。

●議長（佐藤議員） 建設課長。

●建設課長（松見建設課長） 目視上、その外観等の点検の結果では明らかに外壁材が落下する恐れがあるというふうに思いました。それが落下することで通行人等に被害が及ぶということが予想されますので、これは差し迫った状態にはあるのだろうというふうに感じております。

●議長（佐藤議員） 6番、室崎議員。

●室崎議員 それでマスコミでこの特措法が説明されています。そうすると、非常に分かりやすくということは中間を省略して、骨だけをぱぱっと書いているのです。それをまた骨だけ読むわけですから、我々としてはこういう法律ができたので、すぐ町のほうでやる気になれば行政代執行をしてほぐしてしまうことができるのではないかとこのように思うのですが、そのように思うのですが、そのように認識を持っていらっしゃいますか。

に期待するわけです。

ところが、ちょっと調べてみると、この行政代執行に至るまでの手順、手続きというのは大変に複雑です。まず、現地の調査しなければならない、調査するに当たっては相手方に通知しなければならない、そして所有者を把握し、立ち入り調査をし、それから今度は所有者に助言指導する、直しなさいということです、それで言うこと聞かないと、何もしないと勧告する、勧告して場合によっては相手方からの申し立てにより公開による意見聴取の機会を与えなければならない、それでらちが明かないと結局、命令ということになります。

その命令を出す後は、標識の設置や、あるいは紙面の公表というようなこともありまして、戒告書による通知を行う、それでもらちが明かないときには初めて代執行による通知と、非常に手続きがあります。

これは、相手方がはっきりしている場合です。今度、所有者なり相手方が不分明ということがあります。誰のものかよくわからないというのが一つです。もう一つは、住所、居所、あて名どこだかわからない、どこにいるかわからない、これ法人の場合と個人の場合があるでしょう。その場合にはどうするのかというようなことがあります。それぞれについて相当の期限をつけて回答をよこせとか、あるいは到達してから何日間で効力を生ずるとか、それぞれに規定があります。

それで今回、所有者の把握ができたとして、それから行政代執行に至るまで、その今、緊急を要するという建物を考えた場合、個々の細かな話はいいですから、何日ぐらい時間がかかるでしょう。それをご説明いただきたい。

●議長（佐藤議員） 建設課長。

●建設課長（松見建設課長） 一定の手続きだけを期間計算すると、1年であるだとか、その範疇でできるかもしれませんが、このそれぞれの指導、それから助言、改善、さらに改善命令、そんな手続き一つ一つの法的理解をしながら進めることについては、相当時間がかかるものと考えておまして、他でやった事例等をお聞きしますと専属職員を置いても2年ほどかかったという事例も聞いております。

私ども、今やろうとした場合に果たしてどのぐらいでできるのかというものについては、なかなか具体的にはお答えできませんけれども、1年、2年と、そういうスケジュールが必要になってくるのではないかというふうに考えます。

●議長（佐藤議員） 6番、室崎議員。

●室崎議員 それは特措法がなかった時代の話ではないですか。今、特措法ができてどうなったかというのを聞いているのですよ。

それで、このあたりきちんと調査する必要があると思います。というのは、へたなことをやると所有者から損害賠償請求受ける恐れがある。では、危ないからといって、危ないからというのは損害賠償請求されるのが危ないからという意味ですよ、手をつけないでいると、こういう権限を持ったのに何もしないで投げてあったという不作為を理由

に国家賠償法による賠償責任を逆に厚岸町が受ける場合もある。

ですから、一つの権限を与えられたということは、両方から責められる恐れがあるのです。これをきちんとやはり認識しなければならない、そういうふうに思います。

それで、原則としては民法の98条だったか、要するに相手方不分明の場合には、公示催告の方法でもって意志表示を到達させますよね。ところが、この特措法は、その部分が簡略化することができるようになっていたのではないのでしょうか。

要するに過失なくというのが実はみそなのですけれども、落ち度なく町が相手方の特定ができない、あるいは特定ができて意志表示を到達させることができない事情があった場合には、公告をして、公告というのはこの場合には非常に簡単な方法のようで、簡略間な方法なのですが、で、それをもって通常の民事訴訟手続きだとか、そういう形の難しい公示の方法に変えることができるというような意味の規定が入っているというふうに聞いているのですが、そのあたりつかまえていますか。

●議長（佐藤議員） 建設課長。

●建設課長（松見建設課長） 町が一般的にとる確認作業、登記簿謄本とるであるとか、そういう確認作業をした上でも、その所有者が不明の場合は、きちんと町が注意すべき観点を持った調査をした上でやったのだから瑕疵がないものだというので、その上で所有者を覚知できない場合は、代執行ができる仕組みとなるというふうに法律に書かれております。

これは、私ども説明受けているのは略式代執行ということで、行政代執行法は適用されない、ただし行政代執行法の例によるというものですから、手続きは行政代執行によるものがあります。

最後の費用徴収の面が代執行法で強制徴収できない部分、訴訟などを起こして給付を受ける形というふうになっておりますけれども、そういったことで私どもちょっと話はずれるかもしれませんが、この覚知できないという者が、探したら所有者不明ではなくて、所有者がいなくて、もしいないということが分かった場合はこの法律が適用になるのかどうか、実は考えてみたところであります。

これは、北海道のほうにも再度お聞きする必要があると思っておりますけれども、探しても見つからない、所有者がいるかもしれないという状況ではなくて、探したけれどもいなかった、それがいなかったと断定できるかどうか分からないのですけれども、そういった場合にもこの法の適用で、代執行までいけるのかどうか、そこは法の規定の解釈、改めて勉強しなければならぬという部分で捉えておりました。

●議長（佐藤議員） 6番、室崎議員。

●室崎議員 数はたくさん特定空家に該当するものは一つや二つでないと思うのですが、今、急がれると言われているものは一つです。これは、たしか所有者法人ですよ、個人なら死んでしまっていないということはあるのだけれども、法人の場合には、これは法人は死ぬことはないです、解散した場合には清算人がいるわけですよ。けれども、清算人選任しないで解散だけしている会社もあります。ペーパーカンパニーもあります。

ですから、そういう意味でないということにはならないだろうなというほうが一応思われるのですが、そのあたり調査してみてください。

それからですね、厚岸町には顧問弁護士もいるわけですから、こういう問題こそきちんとそういう専門家の力をかりて早急に動けるようにしてもらいたい。いやいや手続きの調査しているので時間かかっていたという間に壁が落ちてきて、人に当たったりしたら大変ですよ。

それと、もう一つはこの措置法の中で、町として計画を立てていかなければならないというようなことが規定されています。それから、この認定やその後のいろいろな措置の客観性を保つためにだと思うのですが、協議会を設置しなさいというふうになっています。

今、答弁の中にもこの後、考えていこうと思っているというような程度に記載されておりましたが、これ実際にやろうとしたら、やはりそういう整備も大至急やらなければならないですね。このあたり、いつごろまでにそういうものをしようと思っておりますか。

●議長（佐藤議員） 建設課長。

●建設課長（松見建設課長） まず、前段のほうの早急に対策を講ずべき考えでありますけれども、そのような部分は確かにありますので、これについては弁護士に相談する、それは一気に代執行いくのか、あるいは応急措置として対応できるものなのか、そういったところも研究させていただくということでご了承いただきたいと思っております。

それから、計画、認定、協議会の関係でありますけれども、まずは申しわけありません。まず、実態調査をさせていただきたいと思っております。その上で、このたびの法律に関しては空家の除去だけではなく、もしかしたら有効活用ができるかもしれない、それに期待した法律となっております。

そうした上で、総合的な計画をつくるためには実態を把握させていただきたいと、その上で計画書の方向性、厚岸町は何をやるべきか、そういったことが見てくると思います。

もう一つは特定空家の認定なのですけれども、これは町村によると各担当課がやったり、あるいは協議会、あるいは委員会、あるいは審議会です。その専門家に認定をお願いするという形のこともございます。

現状では、私ども担当課だけでは難しいのではないかと、国はあくまでもガイドラインとして参考になる一つの例としか言っておりませんので、これが訴訟に対応するためにはやはり専門家というチームを組むということが必要というふうに考えております。

この空家等の調査は今年いっぱいちょっとかかるのかなというふうに思いますが、そういう中で準備を進めていながら計画策定、するかしないか、それから協議会設置するかしないかについては急ぐ中ではありますけれども、今年度、平成27年度末という時間をいただきたいなというふうに考えております。

●議長（佐藤議員） 6番、室崎議員。

●室崎議員 ちょっと私、条文読み間違えていたのかな、協議会は設置しなくていいので

すね。

●議長（佐藤議員） 建設課長。

●建設課長（松見建設課長） 設置することができる規定というふうに解釈しております。

●議長（佐藤議員） 6番、室崎議員。

●室崎議員 やはり体制をつくっていく意味で、この条例による審議会とか、あるいは協議会の設置です、こういうものはなるべくきちんとしていったほうがいいと思います。そうでないと、今、凶らずもおっしゃったのだが担当課だけでもって全部をとというのはなかなか難しい問題ですので、その点をお願いします。

それから、私は最も緊急を要する部分に今、焦点を絞ってお聞きをしておりますので、そのあと有効活用とか何とかというと非常に広がりますから、余りそれには触れなかったのですが、担当者のほうからそこまで考えているのだぞというふうにお話があったので、そういうものについてもやはりちょっと答弁の中でも最後にほうに町民みんなの意見を聞いてというような意味の話もあったのは、そういうことを含んでのことかなと思ったのですが、これらについてもやはりこういうことをこれからやっていくのだということやはり早いうちに町民に示してもらいたい。

それで、特に命、健康、そういうものに直結するような緊急を要する部分についてはこうすると、それから同じ特定空家でも美観だとか、そういうもので大急ぎで手を打たなくても、まだ多少余裕があるものについては、その後、こういうふうにするというふうに、特に急ぐものとそうでないものをやり方を分けていくような、やはり考えを持っていくことが大事でないかというふうに思われます。

そういう意味でも、体制づくりも大事でしょうし、またこういうものを進めていく上で条例が必要だということも出てくるかもしれません。そのあたりの施策を進める大枠のようなものをなるべく早くつくって議会にも示してもらいたいと、そのように思いますけれども、いかがでしょうか。

●議長（佐藤議員） 建設課長。

●建設課長（松見建設課長） 今回、一つ認定作業一つとってもどういった方々にお願いしたらできるのかというふうに考えたときには、やはり条例設置、そういった審議会的なものが厚岸町では必要なのかなというふうに現状考えております。

それらの検討も踏まえて、早急にその町民に対してどのような形で示すのか、どういう体制でいくのかについて早目にといたらどの時期になるのでしょうか、次の議会あたりにも少し空きの状況も進みますので、それら踏まえて整理をさせていただく時間をいただきたいというふうに思います。

●議長（佐藤議員） 6番、室崎議員。

- 室崎議員 それから、今、申し上げた、恐らく担当者も私も同じ建物を念頭に置きながら緊急性緊急性と言っていると思うのですが、それに関しては、その近隣含めてあの地域の自治会、そういうようなところにはなるべく早く入っていただいて、今おっしゃったように差し当たって建物を取り壊すとか何とかというところまでいかなくても、安全の確保をするための、こういうようなことならできないかとか、いろいろあると思うのです。

そういうものを含めてやはり地域の方たちに余り不安を与えないようにしていただきたいのです。今の状態では、あの周りの道路等、ちょっと裏側のほうの道路なんていうのは壁の真下通るような形になりますので、非常に恐怖感を感じるのです、はっきり言って。

ですから、そのあたりをまずは町として考えているのだというようなことを示していただきたいと、そのように思いますけれども、いかがでしょうか。

- 議長（佐藤議員） 建設課長。

- 建設課長（松見建設課長） 私もそのように思っているところでございまして、その地域、自治会、協力いただきながら一緒に考えていただきたい、町がそこでどのようなことができるかについても町民の意見を聞いて考えさせていただきたいというふうに思います。

- 議長（佐藤議員） 休憩します。

午後 4 時37分休憩

午後 4 時38分再開

- 議長（佐藤議員） 再開いたします。

- 議長（佐藤議員） ここで、会議時間の延長を行います。

本日の会議時間は、音喜多議員の一般質問が終了するまで、あらかじめ会議時間の延長を行います。

- 議長（佐藤議員） 次に、7番、音喜多議員の一般質問を行います。

7番、音喜多議員。

- 音喜多議員 第2回定例会に当たり、さきに通告してあります2点についてお伺いしてまいります。

まず1点目に、町行政における公的機関での軽乗用車の所有、利用についてお伺いします。

日常、軽乗用車を軽、もしくは軽四と呼び、なれ親しんでいるところではありますが、

この軽乗用車で事故を起こす、あるいは事故に遭った場合、死亡率が他の乗用車から見て非常に高いとされています。住民サービスや業務推進上、今の時代、車なしで考えられませんが、監督責任ある立場からどのように安全に対する認識をされているかお伺いをするところでございます。

事故を起こす、事故に遭う、結果けがならず死亡、あるいは事故のショックで死亡に至るケースが多いです。事故を起こしては後悔もしますが、軽乗用車での死亡事故のない対応を求めてなすべきことはあるのではないかと考えます。町はその考えをお持ちなのかお伺いしてまいります。

2点目にロシア200海里内さけ・ます流し網漁業についてお伺いします。

ことしの操業については6月11日に日ロ政府間漁業交渉が妥結しました。報道されている妥結内容から操業期間、水揚げ額等を推定するとどのような影響を受けると受けとめておりますか、伺うところであります。また、町がとるべき対策はあるかどうかであります。

ロシア水域内での流し網禁止法案が6月10日可決、上院も24日に採択する見通しとなり、あとは大統領の署名を得て、来年からは日本漁船は全船出漁できなくなるようになります。そうなった場合、厚岸町内でどのような影響を受けるかであります。

その場合の経済的影響額はどう推定しておりますか。町としてとるべき考えられる対策は持っているのかお伺いいたします。

長年、北洋漁業の主流であった鮭鱒漁が消える可能性が非常に高くなりました。そのことから、産業経済定着人口など、総合計画にも与える影響はあるものと思います。どのように影響するか捉えておりますか、お伺いするところです。

これから、若竹岸壁に建てようとしている市場や漁港建設等に影響はないのか、また、これにかわる代替産業の対応策はあるのかお伺いし、1回目の質問とさせていただきます。

●議長（佐藤議員） 町長。

●町長（若狭町長） 7番、音喜多議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の公的機関での軽乗用車の所有、利用についてのうち、初めに軽乗用車での死亡率が高いという認識はあるのか、どのように認識しているのかについてであります。基本的に交通死亡事故があった場合において、どの種類の車輦に乗車していた場合に死亡率が高いという統計データはございません。

このため、警察署の統計データから抽出した交通事故第一当事者別発生状況を見ますと、これは交通事故が発生した場合に、その事故にかかわった当事者の中で一番過失割合の大きい人が乗車していた車輦の区分による分類の死亡率となりますが、全国の交通事故の状況で死亡率が一番高い交通事故は第一当事者が大型自動車の場合が2.4%、継いで中型自動車の場合が1.3%、次に軽自動車の場合が0.7%、最後に普通自動車の場合が0.5%となっております。

一般的には、質量の大きい自動車と質量の小さい自動車が正面衝突した場合には、質量の小さい自動車のほうが衝撃値は大きくなると言われておりますが、交通事故の形態にはさまざまなものがあり、車輦相互事故と車輦単独事故など、事故の種類によっては死亡率が異なる

などの分析結果もあり、一概に軽自動車での交通事故が高い死亡率となっているとは言えないものと思われまます。

次に、軽乗用車での死亡事故のない対応を求めてなすべき対策はあるのかについてであります。基本的に交通事故防止のための交通安全運動については、普通自動車だから軽自動車だからなどという区分の対策は考えておりません。

交通事故、特に死亡事故の防止については車に乗る人、自動車に乗る人、歩行者それぞれが交通ルールを遵守すること、交通マナーの実践をしていくよう働きかけることが悲惨な交通事故の防止を図っていく対策であると考えております。

町としても、厚岸警察署や関係機関と連携を密にし、毎月及び各期別の交通安全運動のほか、交通安全教育や広報活動を実施するとともに、職員に対し交通安全の徹底を行うなど、今後においても交通事故ゼロを目指してまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

続いて、2点目のロシア200海里内さけ・ます流し網漁業についてのうち、初めにことしの操業については6月11日に日ロ政府間漁業交渉が妥結したが、その妥結した内容から操業期間、水揚げ額等を推定するとどのような影響を受けるかについてであります。ことしのロシア200海里内でのさけ・ます流し網漁業に出漁を予定していた地元漁船は小型さけ・ます流し網企業として北海道知事から許可を受ける29トンの漁船の3隻と中型さけ・ます流し網漁業として農林水産大臣から許可を受ける199トンの漁船1隻の合計4隻であります。

しかし、ことしは操業条件を決める日ロ政府間漁協交渉が長期化し、6月11日での妥結となったため、中型漁船の主な漁場となるカムチャッカ半島東南の海域でのまとまった漁獲を期待できず、採算が見込めないことから本町をはじめ、全ての中型漁船が出漁を断念したところであります。

また、小型漁船が3隻につきましては、ことし27日からの操業に向けて準備を進めておりますが、操業期間が昨年の2カ月間から1カ月間に大きく短縮されたため、昨年の5航海から、ことしは多くても3航海しか操業できない見通しで、漁期後半の漁獲の減少を踏まえると、漁獲量は昨年の3分の1程度まで落ち込むのではとの見方もあります。

このため、漁業はもとより、水産加工や運輸、製函燃油、船舶資材など、関連企業にも大きな影響が及ぶものと推測しております。

次に、ことし町がとるべき対策はあるかについてであります。厚岸町ではこれまで北海道をはじめ、流し網漁業でさけ・ますの取り扱い量が最も多い根室市や加工の盛んな釧路市との情報共有を図ってまいりました。また、今月10日と11日には北海道を初め、根室市、釧路市、厚岸町、浜中町の行政や議会、漁業協同組合などの関連団体でさけ・ます流し網漁業の長期的、安定的な継続を求める要望団を組織し、農林水産省、外務省、道内選出国會議員らに対し、ロシア200海里水域におけるさけ・ます流し網漁業の長期的、安定的な継続とさけ・ます漁協交渉における強力な漁業外交の展開について強く要望を行ったところでございます。

今後の対応については、厚岸漁業協同組合との協議などにより関係する業界の意向を把握した上で、しかるべき対応を根室市や釧路市と相談しながら取り進めてまいりたいと考えております。

次に、ロシア国会でロシア水域内での流し網禁止法案が下院で6月10日可決、今後、上院大統領の署名を得て確実に成立するとの報道である、法案が成立し、日本漁船が全船出漁で

きない場合、厚岸町内でどのような影響を受けるかについてであります。仮に法案が成立した場合、来年以降のロシア200海里内での日本漁船による流し網漁業が途絶える状況となるため、将来にわたる町内の水産加工行や運輸業を初めとした関連産業にも甚大な影響が及び、その影響額はことしを大きく上回る地域経済に大きな打撃を与えると考えております。

次に、考えられる部門別の経済的影響額は、についてであります。厚岸町では独自に漁船、水産加工、運輸、製函燃油、漁業資材などの部門別に関係機関や業界への聞き取りを行い、万が一、法案が成立した場合の直接的な影響額についての試算を行っております。

しかし、調査先や売り上げ等が策定される恐れがありますので、ある程度のくくりの中で申し上げさせていただきます。

まず、水揚げ金額や乗組員の人件費などを含めた漁船関係では5億987万円、加工製品の売り上げや従業員の人件費などを含めた水産加工関係では11億2,266万円、運輸や製函、燃油、漁業資材などを含めた関連産業関係では2億4,761万円、食料品、衣料など、その他が2,220万円あります。以上、合計しますと直接的な影響額は19億234万円にも達するものと試算しております。

次に、町がとるべき考えられる対策は何かについてであります。厚岸町としては想定される影響度合いを極力抑えるための手だてを漁業協同組合と連携しながら検討するとともに、根室市や釧路市、関係機関、団体との情報の共有や協議を重ねながら必要に応じて国や北海道に対する要望なども検討してまいりたいと考えております。

次に、長年北洋漁業の主流であったさけ・ます漁が消える可能性がある、産業経済、定着人口等、総合計画に与える影響はどうか、他にどのような影響が考えられるのかについてであります。ロシア200海里内でのさけ・ます流し網漁業が全面的に禁止された場合、これまで申し上げたとおり、その影響は1次産業にととまらず、製造業を初めとした第2次産業、運輸、小売り、飲食などの第3次産業に至る全ての産業に及ぶものと考えています。

また、春先から初夏にかけてのさけ・ます流し網漁業、夏から秋にかけてのサンマ棒受網漁業といった一連のサイクルが崩れると乗組員の確保が難しくなるほか、水産加工行を初めとした雇用の場の創出につながると人口減少にさらに拍車をかける要因ともなりかねません。

実際にどれだけの影響が出るか明らかではありませんが、総合計画作成時には想定されていないことであり影響がないとは言えませんが、その影響をできるだけ抑制させる取り組みが今後、必要となってくるものと考えます。

次に、衛生管理型市場建設や漁港建設等への影響、代替産業への対応策はあるかについてであります。国によると直接特定漁港漁場整備事業計画に基づく人口地盤や屋根付き岸壁は最も水揚げ量の多いサンマ漁を最大利用面積として検討していることから、仮にさけ・ます流し網漁業が禁止になった場合でも、規模や整備スケジュールなどへの影響はないとのことであります。

一方、厚岸漁業協同組合地方卸売り市場となる荷さばき場においては、国が整備する人口地盤の下を活用する予定であり、現時点においては影響はないものと考えております。

また、春のさけ・ます流し網漁業に続いてさんま棒受網漁業が行われている本町の漁業形態を踏まえると、乗組員などの確保や関連産業への影響を抑制することは困難であ

りますので、今後、船舶所有者や関係機関などの意向を把握しながら必要な対応を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

●議長（佐藤議員） 7番、音喜多議員。

●音喜多議員 まず、公的機関での軽乗用車の所有、利用についてお伺いしてまいりたいと思います。

ただいまの回答では、全国的なデータで報告をいただきました。その中では、軽自動車というのは大型自動車、あるいは中型自動車に継いで、乗用の場合では普通乗用車よりも高いという結論が出ておりますが、軽乗用車で荷物を運ぶ場合も車もありますが、それほど長距離を走るわけでもありませんし、軽乗用車と申しますと比較的近間を走るというか、自分の足がわりに使う場合が非常に多いわけであります。

管内でいえば釧路管内に行くあたりとか、最近の若い人は軽乗用、性能もよくなりまして札幌まで出掛ける場合もありますが、比較的近間の移動手段に使っていると、しかし、公用車の場合、主に使用する目的の人が移動手段として使っている場合が多いと思います。

厚岸町の場合、この資料をいただきました。この資料によれば本所と言われるこの本庁舎の中でさえも5台しかないと、みんな普通乗用車、そのうちの5台のうち1台はデイサービスセンターへ貸し出しをしていると、よくここで軽に、本庁舎の中で目につくのは税務課の関係の皆さんがよく乗っておりますし、ほとんどがあとは普通乗用を使っているというのが状況です。

あとは厚岸が出資しておりますというか、普段からあれしているのは社会福祉協議会、これは特老の報告もありましたが特老で9台持っている、軽四の移動に本人のみが利用する場合は、それはいいのかもしれませんが、人を乗せて、あるいは公務というか、業務上、相手に乗せて移動する場合、これが公務というか、役場自体の移動に備わった場合、万が一、ここにも書いてあるように事故が起きた場合、軽四で事故が起きた場合は、これはおまわりさんも言っているように一番危険度が高い、それと前にエンジンのない車が一番危ないと、それは昔からも今も受け継がれて、一旦事故が起きると大きな事故、死亡につながるケースが高いというふうに言われております。

そのようなことからして、ことしの4月に社会福祉協議会で一般の道道で事故がありました。あれも軽四でした。自分、職員のみならず、職員だけの移動手段ならいいのですが、営業用としてというか、要はサービス、お客さんというかそういう方を乗せて移動の事故であります。

私は、公の車については、そういう一般の町民というか、町民と接しなければならない場合もありますが、軽乗用車に乗せての移動、あるいは待遇は非常に危険だというふうに思うのですが、その辺の見解はいかがですか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 社会福祉協議会の4月の事故のお話でございますけれども、軽四自動車でもって死亡率ということでいきますと、その事故では亡くなられた方は後部座席に乗っておりまして、シートベルトもしていた状況の中でそういう事故で亡くなられたということでございますけれども、運転手につきましてはそういう大きなけがもないような状況でございます。軽四輪車輛だから死亡事故につながるということについては、一概に言えないのかなというふうに考えております。

また、その軽四車輛によるほうが乗っていただく方の玄関先まできちんとつけれるというような状況でもって、軽四のほうがいい状況、近くまで乗せれるということで、処遇の面でいい場合もございます。そういったことで軽四自動車もそういった部分での活用が有効だという状況もあるということでございます。

●議長（佐藤議員） 7番、音喜多議員。

●音喜多議員 全く軽四についてはその危険性はないというふうな今の認識というか、事象としては、いわゆる運転手は全く無傷だったと、普通、おまわりさんも言うように運転手はいざ目の前に自分の危険があったら自分は避ける、だから車の中で一番危険なのは助手席だとか、運転手はかわす、一番安全なのは運転手の後ろが一番安全だと、これはおまわりさんも確実な事故のデータからいってそういう結果が出ている。

ですから、それは軽四とは限らず普通乗用であろうと、どんに車であろうと運転手が主としてそういう場面にとりかかるとか、その車はぶつかるというか、事故に遭う場合は、万が一事故が起きた場合は、まず運転手は自分の身を避ける、ですから助手側、あるいは左側の後方とかが死亡率が非常に高いという、そういうはっきり言われております。

そんなことからして、今回は運転手が無傷というか、ではなぜと、たまたま今回の場合はかなり高齢者であって、直接その事故に死因によるものなのか、事故のショック性によるものなのかということと言われておりますけれども、いずれにしても亡くなったことは確かであります。

そんな事故でもって亡くなったと。そこで、こんな時間とっていられませんけれども、そういう人を乗せて歩く、確かにその軽四を改造してデイサービスなんかで車椅子のまま乗って自宅まで届けるという工作をした、改造をした軽四もあります。

しかし、やはり大きい車というか普通並み、普通常用タイプに変えたほうがいいと私は思うのです。

そういう事故のない策としては少なくともそういう利用者というか、町民の方々を乗せて営業するというか、サービをする部分においては、軽四ではなくて普通乗用に変えたほうがいいのではないのかと思いますが、その辺はいかがですか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 社会福祉協議会におきましては、乗降介助サービスということで医療機関まで介助者を乗せていくという介護保険所のサービスを行っている車輛が5台ございまして、その5台のうちの軽四は2台ということで、その3台につきまし

ては普通乗用車ということでございます。ですので、社会福祉協議会において当面、そういった事故もございましたということで、普通乗用車のほうを市街地から遠くのほうにそういったサービスをする方のところに行く場合は、普通乗用車を優先するというような取り扱いをするようにしているようでございます。

ただ、その送迎用に先ほどデイサービスのほうの送迎用にとというようなことで軽四の改造した車輛も使っております。ですので、それについてはやはり本当に狭い道を玄関先までつけるというような場合は、やはりそちらのほうが有効に使われております。

そういったことで、ちょっと死亡率がという部分につきましてはちょっとはつきりしたことは言えませんけれども、そういった車の使い方を考えてやるということで社協のほうでは進めているというふうに聞いております。

●議長（佐藤議員） 7番、音喜多議員。

●音喜多議員 現在、厚岸町が所有台数が142台の車を持っております。この車を導入するに当たって、車を入れるというか、入れかえる、購入する、その場合にはどういう検討の上で購入されているのですか。どういう手順というか、どこから、例えば水道課から車がほしいと要望があった場合、その車は水道課が選定して、水道課で指定してくるものなのか、あるいはそういった車を購入する手段としてどういう手順で役所内では購入されているのですか。

●議長（佐藤議員） 建設課長。

●建設課長（松見建設課長） 建設課のほうで集中管理できるものについては、できるだけ集中管理するという体制でありますけれども、やはり課が専属で使う車もございます。そういった場合は用途に対応できる車輛の選定というふうになります。今までトラックを使っていたものが乗用にかわるのか、そうではないのではないかなということで、そういったことは用途に応じた原課からの意見を聞いて、建設課のほうで要求している実態でございます。

なお、乗用車についてはこれは不特定多数の人が日に日に違う人が乗ったり、そこに出張、釧路市出張、そういった遠隔地への旅行も多いものですから、基本的には特別軽四でないと困るというような部分以外についてはこのような数字になっているのかなというところでございます。

なお、この5台のうち建設課で3台とあるのですけれども、トラック、軽トラ1台、それからジムニーという小回りの利いて、しかも山道も歩けるというジープタイプのもの、それから一つ乗用、ミラという車輛が1台ありますけれども、唯一この1台なのです。

それから町民課の1台も、これも湖南地区出張所に配置されているものでありますけれども、そういった特に遠隔地等に行かれる場合は職員も建設課所有の車輛を使用伺い出てきますし、そういったことで原課で必要なものについては原課の考えを聞いた上で選定ということになると思います。

●議長（佐藤議員） 7番、音喜多議員。

●音喜多議員 今、それぞれ車導入する際に、その中でそういった場合に用途を中心にして考えているようではすけれども、車を購入するとなったら役場の中に安全衛生委員会とか、そういうものがあって、そういう安全性の、使い勝手のよさもさることながら安全性の問題からも検討されてはいないのですか。そもそも、そういう安全衛生委員会的な見地から、安全衛生委員会というものはあるのかどうなのか、ちょっとそれは分かりませんが、いわゆるそういうものを導入する場合に安全面から考えた検討余地というのは検討された余地というか、検討されている経緯はあるのですか、その辺伺います。

●議長（佐藤議員） 総務課長。

●総務課長（會田総務課長） 町内に安全衛生委員会は設置をしておりますが、公用車の購入に当たっての検討というものは、その委員会の中では行ってはおりません。

●議長（佐藤議員） 7番、音喜多議員。

●音喜多議員 今後、例えば今回は別な社協というところの事故ですけれども、これが本庁舎内での事故だった場合、安全衛生上、この車はどうだったのかという検討になったと思うのです。ほかの事故だから一壁があって直接のあれではないのでしょうかけれども、やはりその辺のところ、安全上からもぜひ今後は検討していただきたいなというふうに思います。

残念ながら、そういう運転手は無事故だったが同乗の後ろの方は高齢ながらも亡くなったということでありまして、新聞報道等を見てでも軽四での一旦事故を起こすと死亡が高い、それは現地のおまわりさんも、あるいはワンボックスカーと言われている前にエンジンのない車とか、そういったものは一旦事故を起こすと死亡率につながるよということは昔から言われておりますので、車を買うならばできるだけ前にエンジンのある、ワンクッションのおける車を買われたほうがよいとよく言われておりますけれども、その辺のところを十分、加味していただければなと思います。

2点目のロシア200海里内のさけ・ますの禁止、流し網漁業について伺ってまいりたいと思います。

ことし、こういう結果になりましたと、想定されることは今の回答の中でありますが、これは来年につながるかどうかということは現時点では非常に難しくなってしまったと、日本の戦後ロシア海域でのさけ・ます漁含めていろいろな独航船、母船式の漁業も全部北洋から撤退を余儀なくされるという状況になるかというふうに思います。

それで、厚岸町がこの200海里、今現在、ロシア海域での操業できるのは唯一のサケマス流し網漁業であります。これが、なくなったら約20億の報告の中で19億234万、正直言って小型船と言われる漁船3隻と中型船1隻、これだけの計4隻、現在操業されておりますが、この4隻でもって約20億の損害というよりも影響を受けるということになっております。

このことは、今から20年、二十何年前ですかロシアの200海里問題が出たときから間口がしぼめられてきているわけです。当然、こういうときが来ることも、その時点では想定されて言ってきたわけですが、その間に残ったのが現在の状況ですけれども、それに対して200海里規制であれだけ議論してきたのですけれども、今までそれに対する手を打ったというやり方というか、その影響に懸念を示しながら対応をとってきたという経緯は全く今のところまではなかったような気がするのですが、それについてはどのように考えておりますか。

●議長（佐藤議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（湊谷課長） お答えをさせていただきます。

質問者言われるのはロシアが200海里水域を設定して、昭和53年以降、これまでの間に手を打ってこなかったのではないかとご質問かと思われましても、言われたとおり200海里水域が設定されて、そしてさらに平成5年には大幅な減船が行われてきて現在に至っているということでございますが、その間にあってはそれぞれ船においてもできるだけ厳しい操業条件というのは毎年ロシア側と日本と政府間交渉しながら、その中でできるだけ有利な条件に持っていきこうという努力を政府も努力をしながら、あるいは関係団体の意向を汲みながら、そういう対応をとってきたわけでございますが、いかなせん今回につきましては環境上の部分もいろいろ言われる中で全面的禁止という方向で今、議論が問われております。

大変、さけ・ます漁を地域に経済に大きい町にとっては大変、甚大な影響を及ぼすということでございます。そういった中では、この話が浮上したのは早い時期から浮上してきておりました。国においてもいち早くそういった部分をキャッチしながら官邸、あるいは省庁においてロシア側に働きかけを行ってきておりました。

厚岸町につきましても4月1日でございますけれども、ことしの政府間交渉のこれからの今の状況と、それとこれからの予定、見通しについての報告も水産庁のほうからいただいたわけでございます。町長にあっては、すぐどういった行動を厚岸町はとるべきかというような模索もしたところでございますけれども、北海道のほうとも協議をさせていただきました。新聞報道では根室市の話が出ておりますけれども、やはりことしの操業の部分もありましたので、そちらのほうへの影響も心配されるということで、どうしても地元行政等が大きく行動を起こせない状況にあったと。北海道とも協議しながらそういった時期を見て、しかるべき時期に必要な措置を、対応をとろうという協議をさせていただきましたけれども、ご質問者の質問にあるように大幅にことしの交渉がおくれたということで、このような状況に至ったということでございます。

それぞれ国においても、北海道において、厚岸町においてもこういった部分懸念しながら最悪の事態を避けるべく検討してきたところでございますけれども、このような状況になったということで大変、危惧しているという状況でございます。

●議長（佐藤議員） 7番、音喜多議員。

●音喜多議員 最後にします。

対相手があるわけですよ、これはもう。日本ではどうにもならないというか、外国、ロシアという国に大国に対し、この回答の中でも厚岸町独自ではどうにもならないと、だめと言ったらだめと、そのままこの仕事、厚岸では北洋漁業の水産は完全に撤退というか、この町から消えてしまう。20億にも及ぶ影響がここでまたなくなってくると、そうするとここにも書かれているとおり、裾野の広いいろいろな細々と町内で営業されている加工屋さんとか、あるいは製函だとか、本当に我々というか加工場で働くおばさんたちやお兄さんたちも影響を受けるわけですよ。

そういった意味では、国や北海道に対する要望もさることながら、厚岸町はこのまま分かっているけれども手が打てないという状況が本当のところではないかなと思うのですが、それに対して何かこれから奇策なアイデアを持っているとか、あるいはこうして厚岸町はこれにかわる産業をおこすとか、もり立てていくという考え方をお持ちではないですか、その辺伺って終わりにします。

●議長（佐藤議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（湊谷課長） 北洋さけ・ますがもしかすると断ち切れてこれではなくなるのではないかとということで、今はロシア、昨日ですけれども水産庁の交渉に当たった審議官が厚岸町のほうにも来られました。新聞でも報道でも紹介されておりましたが、その中でも今、法案としてはロシア200海里内でのさけ・ます流し網漁を禁止するという法案でございます。

仮にもしこれが制定されると、法案を通過してしまうとロシアの200海里内ではだめ、ただ日本の200海里内でのサケマスもふえます。ここで一つだけ気になるのが、きのうその審議官も言われているのですが、この下院から提出された法案に付属文書がついているということなのです。その付属文書の中身ははっきりまだ照会を出しているのですがわからないのだけでも、どうもこの付属文書を見ると日ロ漁業協力協定というのが結ばれているのですけれども、その破棄をするような付属文書になっているような話も聞かえると、確かなことではございません。

もし、この日ロ漁業協定が破棄をされたということになると、最悪の場合には日本の200海里内のサケマス漁にも影響が出かねないと、これは母川国主義を引いているさけ・ます漁なものでございますから、そういった恐れもあると。これだけは絶対阻止していただかなければならないということで厚岸町からもお伝えしておりますし、これは厚岸町だけでなく根室、あるいは釧路、関係するところは全てそのような要望をしているところでございますけれども、国としてもそれだけは破棄のする必要はないのだと、なくてはならないものだという訴えをさせていただいております。そういう状況に、さけ・ます、今の流し網漁の状況はございます。

それと、最悪こういったものがもし可決されて、ロシア海域での漁ができなくなった場合、地域経済に与える影響というのは直接的な経費だけで19億ということでございます。これに間接的な部分、乗組員の方々がこちらに来られて、乗組員の大体7割型が厚岸町の町民の方と去年の状況から聞くと7割型は厚岸町の町民の方ということでござい

ますが、町外からも来られていると、そういった方々が来られて飲食だとか、買い物だとかというようなこと当然あります。そういった間接的なことを考えるともっともっと広がると想定されます。

それと、雇用が喪失される、直接的な雇用の創出と言っていますが、雇用が喪失されることによって最悪の場合、その方が出ていった場合、厚岸町から、職を求めて、もっともっと大きくなる可能性があります。関連することを想定すると、この被害額というのはもっともっと膨らむかもしれません。そういった部分を見ると、できるだけこの影響を抑えなければいけないというのが町長の答弁でございます。

今、音喜多議員から言われたのはそれらかわる産業であるとか、そういった対応するアイデアというものをお持ちなのかということだと思いますけれども、漁業協同組合のほうともいろいろご相談させていただいておりますけれども、サケマスの影響を代替、かわるものといえばやはり漁期を変えないと、サンマの漁期が今おもてになってございますので、サンマの漁期と重ならない漁業を見出さないといけない。一つの案としては、きのうちらっと漁業協同組合の方も言われていましたけれども、今、イワシ、サバというものの漁模様がかなり上がってきているという、昨今いくと、ことしは巻き網船団が道東海域に入ってくるみたいだと、全船が。サンマの漁が本格する8月までの間、例えばサケマスの船を活用してイワシを巻き網船団が道東沖に入る前まで漁をするということも含めていろいろ考えていかないと、漁業者を確保というか、影響を抑えるということとはできないかもしれないと。

あるいは水産加工場でいえば、原魚がなければ加工場は動きません。そのため、原魚を今年であれば根室のほうにお聞きします海外からの輸入物にいろいろ方策を立てているようでございますが、そうなってくると価格が高騰するかもしれないという恐れもある、あるいは加工場がそういった違う魚種を今度考えた場合に、製造ラインの設備を更新しなければいけない、変えなければならぬというようなもろもろなことが想定されます。

そういったことを今後、漁業協同組合通じながら関係機関、あるいは船舶所有者等々からの意向を踏まえた中で、どのような方向で厚岸町これから対応をとっていくのかというものをまとめた中で根室市や釧路市と行動をともにしながら働きかけていくということが必要になってくるだろうというふうに考えているところでございます。

●議長（佐藤議員） 以上で、音喜多議員の一般質問を終わります。

●議長（佐藤議員） 本日の会議は、この程度にとどめ、あすに延会したいと思います、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、本日はこの程度にとどめ、あすに延会いたします。
ご苦労様でした。

午後 5 時33分延会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成 2 7 年 6 月 23 日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員